

都 市 交 通 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年2月19日（月）午前10時0分～午後1時24分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（交通局）

- | | |
|-------------|---|
| 1. 予算第46号議案 | 令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算 |
| 2. 予算第47号議案 | 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算 |
| 3. 報 告 | 神戸市交通事業（自動車事業及び高速鉄道事業）の中長期的な経営基盤の強化について |

（建築住宅局）

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第40号議案 | 令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算 |
| 3. 第90号議案 | 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件 |
| 4. 第91号議案 | 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件 |
| 5. 報 告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

（都市局）

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第39号議案 | 令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算 |
| 3. 第89号議案 | 神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件 |
| 4. 陳情第54号 | 王子公園における環境アセスメントを自主的に取り組むことを求める陳情 |
| 5. 陳情第57号 | 王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情 |
| 6. 報 告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	平 野 達 司			
副委員長	川 口 まさる			
委 員	森 田 たき子	宮 田 公 子	外 海 開 三	河 南 忠 和
	あわはら 富夫	森 本 真	川 内 清 尚	村 野 誠 一
	堂 下 豊 史			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（平野達司） おはようございます。ただいまから都市交通委員会を開会いたします。

本日は、2月15日の本会議で本委員会に付託されました議案審査のほか、陳情の審査及び報告聴取のためお集まりいただいた次第であります。

最初に、本日の協議事項につきましては、追加協議事項を委員の皆様にお配りしておりますので、念のため申し上げます。

なお、令和6年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月26日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましては、その旨をお含みおきいただいて、効率的な委員会運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん及びつなぐさんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） 御異議がございませんので、許可することに決定いたしました。

次に、陳情第57号について、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、都市局審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、さよう決定いたしました。

（交通局）

○委員長（平野達司） それでは、これより交通局関係の審査を行います。

それでは、議案2件及び報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○城南交通局長 おはようございます。交通局でございます。どうぞ、本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） 着席したままで結構です。

○城南交通局長 ありがとうございます。

それでは、交通局関係、議案2件、報告1件につきまして、一括御説明申し上げます。

予算第46号議案及び予算第47号議案につきましては、同一の内容により、自動車事業会計及び高速鉄道事業会計、それぞれについて令和5年度予算を補正しようとするものでございます。

まず、補正予算の概要を御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

1. 概要でございます。

近年の原油価格や物価の高騰により、市バス・地下鉄の運行に係る経費は増加し、両会計の経営状況は大きな影響を受けております。

このような中、引き続き運行を継続するため、原油価格や物価の高騰の影響を受ける経費の一部につきまして、2. 補正内容のとおり、重点支援地方交付金を財源として、自動車事業会計に370万円を、高速鉄道事業会計に660万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

2ページを御覧ください。

自動車事業会計の収益的収入について、補正予定額を加えるものでございます。

3ページには、令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算実施計画を、4ページから6ページには、補正後の令和5年度神戸市自動車事業会計予定貸借対照表を、7ページには、補正後の令和5年度神戸市自動車事業会計予定キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ掲げております。

8ページを御覧ください。

高速鉄道事業会計の収益的収入について、補正予定額を加えるものでございます。

9ページには、令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算実施計画を、10ページから12ページには、補正後の令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予定貸借対照表を、13ページには、補正後の令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ掲げております。

14ページを御覧ください。

報告、神戸市交通事業の中長期的な経営基盤の強化につきまして御説明申し上げます。

今、市会に、市バス運賃の改定等を含めた令和6年度予算案を提出させていただいており、今後、予算特別委員会において審査いただくこととなりますが、これまでも都市交通委員会において御議論いただいていたところであり、経営基盤強化に向けた交通局の方針について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響等による移動需要の減少・変化や少子・高齢化、人口減少社会の到来に加え、諸経費の増加など、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しく、市バス及び地下鉄事業は危機的な経営状況に陥っております。

このような状況の中、神戸市交通事業審議会答申を参考としつつ、これまでの議会における御議論を踏まえ、予算編成過程において、下の四角囲み内に記載しておりますとおり、1. 安全対策及びサービス充実、2. 徹底した経費削減策及びあらゆる資産を活用した増収策、3. 運賃改定及び割引制度見直し、4. 情報発信及び地域との協働の4本柱による経営基盤強化パッケージとして取りまとめました。

本文、中黒2つ目の3行目に戻りますが、まずは、短期的な観点としての早急な収支改善を図るとともに、将来を見据えた中長期的な経営基盤の強化を図ってまいります。

特に、多様な主体が参加することを前提とし、企業間「競争」から企業間「共創」による公共交通のリデザインを目指すとともに、交通局の経営状況をはじめ、市バス・地下鉄における様々な取組について、これまで以上に「乗って、未来へつなごう。」につなげられるよう、市民及び御利用者の皆様への情報発信を強化し、公共交通のさらなる利用促進、自家用車等からの公共交通機関への転換を促進してまいります。

神戸のまちが豊かな生活を享受することができ、新しい価値を創造する場として、多くの方に選択されるよう、交通局として、移動を通してまちの発展に取り組むとともに、経営体質の強靱化を図り、今後の急激な社会変容に迅速に対応することで、将来にわたり市民の足としての役割を果たしてまいります。

続きまして、15ページを御覧ください。

経営基盤強化パッケージの主な施策を御説明申し上げます。

(1)安全対策及びサービス充実では、日本一安全・安心な市バスの実現、地下鉄の安全対策として、海岸線へのホームドア設置、地下鉄車内防犯カメラ設置、市内バス路線におけるサービスのシームレス化や共同運行によるバス路線の維持による神戸モデルの確立を目指してまいります。

（２）徹底した経費削減策及びあらゆる資産を活用した増収策では、市バス営業所体制の再構築、市バス路線再編、需要に応じた運行本数への見直し、抜本的な駅務体制の見直しや西神車庫用地・伊川谷用地・須磨営業所跡地等の保有資産の有効活用を図ってまいります。

（３）運賃改定及び割引制度見直しでは、市バス運賃改定及び通勤定期割引率の見直しのほか、市バス乗継割引等の各種割引制度の見直し。

（４）情報発信及び地域との協働では、経営情報の分かりやすい発信、市民や御利用者とのコミュニケーションの強化や、ユーザーが使いやすい市バス・地下鉄情報の充実・発信強化、市民や御利用者へ届く発信手法の工夫などをそれぞれ掲げております。

16ページには、これまでに議会及び審議会においていただいた主な御意見をまとめております。また、17ページ以降には、参考資料として、経営基盤強化に向けた基本的考え方のほか、経営基盤強化パッケージの内容をまとめております。26ページ及び27ページには、収支見通しを掲げております。

以上、議案2件、報告1件につきまして、一括御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） それでは、質疑に入る前にお諮りいたします。

ただいま神戸新聞社様から、本委員会の模様を録音したい旨の申出がありましたので、許可したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） 御異議ございませんので、許可することに決定いたしました。

それでは、当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず初めに、予算第46号議案及び予算第47号議案につきましては、いずれも公営交通の運行経費に対して、一般会計から繰入れを行う内容であるため、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、予算第46号議案令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算及び予算第47号議案令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいですかね。

次に、報告事項、神戸市交通事業の中長期的な経営基盤の強化について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

それでは、次に、この際、交通局の所管事項について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（森本 真） これまでも都市局と交通局に質問してきましたけども、1つは、新長田駅前の広場の再整備事業です。都市局に補正予算が出るんですけども、地域の皆さんとか、自治会や婦人会の方とも、交通局・都市局が一緒になって新長田駅前のロータリーをどうするのか。

それと、令和10年に若松公園に西市民病院が新築移転されるに当たって、病院にバス停をといる声が結構たくさん出てるんです。それについての交通局としての現状についてお伺いしたいと思います。

○児玉交通局副局長 新長田のロータリーに関して、今、御指摘ありましたとおり、都市局と交通局で地域の御意見を承っておる、御説明させていただく、こういう状況でございます。そこは現

状、お話を伺っているというところでございます。

新たにできる西市民病院のところにバス停が設置できるかどうかという御質問でございますけれども、現状、若松公園に西市民病院が整備される。この整備される場所のすぐ北側に、現状もバスが通っていると、こういう状況でございます。病院の玄関が北側に設置されるということ。そこに、例えば、救急の出入口でありますとか、あるいは玄関への自家用車、タクシーの寄りつきというようなものも設定が予想されている。明確にこういう設計になってるところまでお伺いしているわけではないんですけども、少し新長田駅寄りになりますと、東急プラザという商業施設の搬入口もこの辺りに位置しているということで、そういったようなお話は承っておりますけれども、今、明確にこの場所なら設置ができるというようなところまで確認が得られていない。物理的に可能なかどうかということも含めて、まだそういったところに及んでいないというのが現状でございます。

○委員（森本 真） 分かりました。これから病院全体をどうしていくのかというのが決まるので、新西市民病院のことについては了解いたします。

駅前広場なんですけど、いろいろ都市局にも聞いているし、警察からもあれこれ言われてると。地域の意見も、バスロータリーがなくてもいいんじゃないかという声も結構出てるんです。今、タンク筋を南北にバスが停車することになってるんですけど、それが駅前に入ってこないといけないという点。警察の言い分からいうと、JR新長田駅を下ったところに、十字路というか、バスが入るようになるんですけど、北から南には信号があります。入りやすいと思うんですけど、反対に、南から北に上がる場合は、ちょっとほかの車も含めてどうなのかという心配をしてるんですけど。それは交通局としては、ちょっといびつな十字路ですけども、バスの運行には支障がないと確認しているのかどうかお伺いします。

○児玉交通局副局長 まさにタンク筋から南行きの場合は左折でロータリーに入っていくということでございます。これはJRのガードをくぐってすぐ左折するような形でございます。南から北に入ってくる場合には、右折して入るということになっておるわけでございますけれども、現状、ここには右折レーンが設定されるというふうに聞き及んでおりまして、現状、計画しております新長田駅ロータリーへの乗り入れ便数というんですか、乗り入れ回数を考慮しましても、右折レーンが設置されるということであれば、特段、安全上支障はないというふうに判断してございます。

○委員（森本 真） 分かりました。もらった再整備後の簡単なパースというか平面図を見ますと、バスロータリーは一方通行になってるんですね。出入りするのに、ちょっと幅はよく分からないんですけど、バスが1台入れるような、パースで見ると2車線あるけども、そういう点は大丈夫ということを知ったので、分かりました。

もう1つ、何回も聞いているんですけど、バスロータリーができることによるの利便性というのは本当にあるのか。これまで聞いているのは、バスの運転手さんが休めますよとかいろいろ言われてるんですけど、明確な利便性というのはどう発揮されるのか、ちょっとお伺いします。

○児玉交通局副局長 同じような答弁になって大変恐縮でございますけれども、まずは、今、タンク筋の東西側に、それぞれに設けられているバス停というのがまず1か所に集約される、1つの広場の中に集約される。JRを降りてお見えになったお客様、あるいは地下鉄からお越しになる方、新長田エリアでお買物・御用事、あるいは通勤・通学でお使いいただいている方というのが、言うなれば、横断歩道を渡ることなくそのままバスに御乗車いただけるというような、そういう

効果があるだろうというふうに思っておりますし、新長田駅を介してバスを乗り継ぐといったような御利用も、例えば、北のほうからお見えになって、南方向・西方向のほうへ出向いて行かれると、こういった乗り継ぎのお客様にとっても同じ平面で、道路を渡ることなく、横断歩道を渡ることなく乗換えをしていただけるというような、そういう利便性が発揮されるのではないかと。

もう1点は、バスの運行上の自由度というのが高まるということでございます。例えばですけども、今、5系統で新長田へ向かってきたバスというのは、現状の道路を使った一方循環方式での折り返しということになりますと、5系統で来ると5系統で帰らざるを得ないという現状がございまして、81系統で新長田まで来れば、81系統のまま折り返していくしかない、ということがございまして。新長田へ向かわれる需要と、新長田から逆方向への需要というのが、当然、時間帯、あるいは御利用の実態によってバランスしていないところもございまして、例えば、5系統で運行してきて、17系統で戻っていくとか、あるいは81系統で運行してきて、違う系統番号に変わって次の運行に入るといったようなことが、これは終点ができて起点ができるということとでひとつ可能になるのではないかと。こういったようなダイヤ編成上の需要に合わせた自由度の高さというものも、結果的にダイヤの形で利便を感じていただけるようなことができるのではないかとというふうに考えてございます。

○委員（森本 真） 分かりましたというか、先ほど最後に言った運転上の自由度ということなんですけども、こういう形で実施されている路線というのは——路線と言ったらおかしいですね、路線が変わるから。これどれぐらいのパーセンテージであるんですか。

○児玉交通局副局長 全体の便数に対してどのぐらいというのは、大変恐縮です、今具体的に数字を持ち合わせているわけではございませんけれども、例えば、神戸駅のバスターミナルに、神戸駅行きで乗り入れてきたバスが、違う系統番号で折り返していく。非常に顕著な例としましては、JRの六甲道駅というところがございまして、ここへ16系統・36系統、神戸大学、あるいは六甲ケーブル下というところを往復しているものでございまして、36系統で六甲道まで下りてきて、次、お客様の多い16系統になって六甲ケーブルのほうへ向かうと、こういったような組み合わせ合わせた運行が、今、終点があることで実現しているというような例はございます。

○委員（森本 真） 分かりました。結構です。

○委員長（平野達司） 他に御質疑ございませんでしょうか。

○委員（村野誠一） この中長期的な経営基盤強化にもちょっと関連するかも分からないんですけども、これは経営基盤の強化ですよね。だから、当然、交通審議会に諮問はしてるけれども、基本的には交通局が考えてるということです。今、滋賀県でも、交通税というのが議論されて、恐らく導入されるんだろうと、日本で初めてね。海外でも、乗ってる人だけではなくて、まちとして、神戸市やったら神戸市とか。いわゆる人が動かないと経済も回っていかない、そういうことですよ。人が動くことによって経済が回っていく。市長も、今回の予算の方針で、今は人口増ではなくて人口減に入っているから、この人口減に合わせた、今までとは逆の方向でのまちづくりを考えていかないといけないというふうな、簡単に言うとそういうこともおっしゃってる。じゃあ、人口が減ってきたから、高齢化が進んでと、それに合わせて、いわゆる需要に合わせてバスを走らせていくと、じり貧になっていくわけです。簡単に言うと縮小していく。これでは活性化はしていかないと思うんです。私は何が言いたいかというと、都市としてバス事業が目指すべきサービス水準とはどこかと。例えば、時間でいったら駅まで何分に1本、バスが常に走ってる

というものを目指すとか。それがあると、経済はこういうようなぐらいの規模で回っていくとか。だから、いわゆるこのバス事業と経済効果というものの観点で、だからこれは、本来は予算市会であるとか、神戸市全体で考えてもらいたいわけなんだけれども、これ交通局だけが、例えば、運賃値上げとか、基盤の強化だけで何とかやっていけますという形でずっとやっていくと、あくまでもやっぱり今のこの需要に合わせた規模になっていくんです。そうではなくて、本当にこの神戸市というものを、選ばれ続ける、住み続ける、活性化した住み続けられるまちとしては、どの程度の水準が本来維持されるべきなのかとか。または、この経済効果にも関連するかも分からないけど、健康の部分ですね。高齢化の、お年寄りの足という部分は交通局もずっと認識していただいているけれども、やはりこれぐらいのサービスを維持すると、高齢者も含めて、とにかく外出が増えて、健康の底上げにつながるとか、健康が維持されるとか。これ以上を下回ってくると、やはりお年寄りが外出を控えるとか。また、料金もこれ以上上がってくると外出を控えてくるとかね。そういう大きなあるべき姿というのをやはり議論すべきなのかなというふうには思うんです。

これは、やはり神戸市と交通局が、そういう観点で考えていかないといけない、共有しないとイケない。これ都市局だけというよりも、本当に市長と共有しないとイケないと思うんですけれども、ちょうど今、神戸市として基本計画マスタープラン、今後の神戸をどうしていくのかということで、若い世代であるとか、今までとは違う人たちにいろんなところ、企画が中心となってアンケートを取ったり、意見を聞いたり。だから、このバスにしても、皆さんが本当は望むサービスというのはどれぐらいなのかとか。じゃあそのサービスを維持してもらえらんだったら、どれぐらいの負担だったらできるのかとか。これは料金であったり、仮に税であればであったり。だから私は、今後、滋賀でもそうですけれども、乗る人だけではなくて、やっぱり社会全体でこの交通、足というのを守っていかなかったら、都市が地盤沈下していくと。だから、そういう意味では、皆さんが受益者やと思ってるので、市民全員が。そういう観点で今後考えていく必要もあるんじゃないかと思うんですけれども、まずは、だからそういったアンケートとか、市民が、今後の神戸としての市民がどういう考えを持っているのか。どうすれば乗りたいのか。どういうサービスを維持してほしいのか。料金はどれぐらいだったら出せるのか。こういうことの意向をしつかりと聞く必要があるんじゃないかなと。アンケートとか、今はいろんなやり方がありますけれども、その辺、どのように局長、考えておられるかお伺いしたいと思います。

○城南交通局長 ありがとうございます。今、委員の御指摘というのは、非常に重要な御指摘だと認識しております。さきの交通事業審議会でも——ちょっと表現は微妙に違うんですけれども、多分バスが中心ですけれども——一体どういうふうなサービス水準を提供しようとしてるのかということをやはり定めるべきではないかというような提言も実はございました。

ただ、非常に大きなテーマでございますので、なかなか今持ち合わせているかということ、正直これからの話でございます。

あとまた、市民の皆様にとりましても、そういう問いかけを何回も繰り返していかないと、なかなか、どう言ったらいいんですか、認識というか、イメージしにくいといいますか、そういうことを繰り返すことによってどんどんこれぐらいの水準がやっぱり神戸市としては要るとか、自分はバスは利用していないけれども、神戸市全体の交通網が維持されるのであればこれぐらいの負担はいいだろうとかという、そういう議論ができるのかなと思っておりますので、今後しっかりと研究していきたいと思っております。

○委員（村野誠一） とにかく交通局というよりも、本来やったら本会議で、市長に質問すべきことなのかも分かりませんが、中でしっかりそういう観点でも、やはり同時で、今回この審議会でも、料金改定もこの先あるかも分かりませんが、そういうのとまた並行して、本来、神戸市として、まちとして目指すべき、そういうものもしっかりと検討してもらいたいと、そういう意見集約もしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（あわはら富夫） 今、村野委員のほうから、非常に貴重ないい質問を出していただいたと思います。私もずっと前から、このまま人口減少社会の中で路線をとにかく減らし、運賃を上げていくという方式というのはもう限界があって、やっぱり都市にとって交通というのはいかに大事なのかと。公共交通全体をどう守っていくのか。その中心は市交通だと思うんですけども、それ以外にも民間のバス会社もあり、鉄軌道もあり、タクシーもあると。そういうもの全体として総合交通体系の中での公共交通をどう守るか。そのために財源の作り方というのが非常にこれから重要だと思うんです。前にそういう話をしたら、市交通を守るために言うとなんちゃうんかみたいと言われる時代もあったんですけども、今はもうそういう時代じゃなくて、やっぱり公共交通というものを守っていく必要性というのを、結構今、一般の市民も認識しつつあるんじゃないかなと。例えば、黒字で経営している大阪のバス会社が運転手を確保できなくてやめざるを得なくなる。こういう状態を見ていると、やっぱり公共交通というのを我々が一定負担してでも——都市装置までは言わないけれども——やっぱり守っていかなきゃいけないという機運が今、醸成してきますから、これをやっぱりいかに生かしていくかということを考えないといけないんじゃないかなと。これは多分、今、村野委員おっしゃったとおり、市長だとか、都市局も含めてという話になるとは思いますけれども、その主導の役と一番詳しいデータ、詳しいものをつかんでいるのは交通局ですから、もう少し前面に出ていただいて、今、局長の答弁あったんですけども、様子を見てじゃなくて、今が好機というふうに捉えてちょっと前に出てほしいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○習田交通局副局長 先ほどの村野委員からの御質問と、局長からの御答弁が基本にあると思っております。今後の交通局に対して、先ほど局長のほうからも審議会の意見、御紹介ございましたが、他の観点でも類したことで御意見をいただいております。それにつきまして、我々非常に大きな課題だと思っております。ただ、審議会のほうでもあったんですが、なかなかすぐにこれ解決できる問題はないよねということで、そこは中長期的な課題ということで、審議会のほうでも整理がなされたということで、ただ、やはり審議会のことばかり申し上げて大変恐縮ではございますが、そこは今、あわはら委員のほうからも御指摘いただきましたように、交通局がしっかり受け身じゃなくて、前面に立ってというような御指摘もいただいているところでございまして、そのような認識は我々持っております。

先ほど村野委員のほうからもございましたけど、市民の皆さんがどんなふうなことをお考えになってるのかということ、我々そういったやり取りを続けさせていただくこと、まずはそこから始めてみたいと思っておりますが、これまでも都市局とはしっかりコミュニケーションを取って意見交換等をしておりますけれども、こういった取組の中で、今後も、今おっしゃっていただきましたように、データを持っているのは我々ですし、交通事業を实际運営しているのは我々ですので、我々がそういった観点で主体的に動くことによりまして、全市の議論を深めていく、その必要があると思っております。

○委員（あわはら富夫） 前から言っているとおり、かなりいろんな制度を変えたり、国を動かし

たりみたいな議論にもなってくると思うんですけど、前から言っているとおり理論武装してほしい。やっぱり理屈立てというのは、ある程度できるんじゃないかなと。そういう理論武装を交通局のほうで率先してつくり上げるということが可能になるんじゃないかと思う。交通審議会でも意見を聞くだけじゃなくて、1つの方向性でそういう長期的な交通の在り方というのを理論武装する必要があると思うんです。先ほど村野委員もおっしゃいましたが、例えば、どれぐらいの金額が1つなのかとか、どれだけの需要が基本になるのかとか、これを超えたら税を出すんだとか、そういう完全にデジタル化するというのは難しいかもしれませんが、理論武装化をぜひとも皆さんが前面に立ってしていただきたいなど、これ要望に替えておきたいと思います。

- 委員（村野誠一） ちょっと繰り返しになってごめんなさい。今、あわはら先生の話を受けて、神戸市としては、新しく神戸モデルというのをつくろうとしてるじゃない。これすばらしいんです。だから、民間と一緒にシームレスでと。だから、今、私が申し上げていることというのは、神戸市の交通局、市バスだけではなくて、市内の民間バス、それから、今また社会問題になっているタクシーもそうなんですよね。運賃も上げられない。制度上のものかも分からない、人件費が上げられない。だから運転手もいないとか。まさに今、バスでは神戸市が目指そうとしている神戸モデルプラス、タクシーも含めて、先ほど申し上げた神戸市として活性化して、まちを維持するためにはどういうサービスというものが必要かということ、骨太の議論をしっかり。先ほどタイミングの話もありましたが、今まさに今後の神戸を神戸市として計画しようというマスタープランの改定の作業時期ですから、まさに今やろうということやと思いますので、ぜひその辺は交通局から積極的に——この議論をね、都市局と、また企画なんかとも共有していただいて、積極的にテーブルをつくってもらいたい。一定、神戸モデルを目指している交通局ですから、そういう土壌というのはあると思います。タクシーとはあまりないのかも分かりませんが、しっかり進めていただきたい。検討を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

- 委員長（平野達司） 他に御質疑ございますでしょうか。
- 副委員長（川口まさる） 今の議論を聞いててちょっと感じたことなんですけども、受益者負担とか、民間の交通機関との関係なんかにおいて、不公平にならないようにしていかなきゃいけないと思ってるんですけども。先ほど先生おっしゃったように、受益者というのは定義はいろいろと考え方があろうかと思うんですけども。一方、地方公営企業法なんかにおいて、独立採算制が基本として考えられてると思うんですけども、その辺との整理というのはどういうふうに、今現状、考えてらっしゃるのでしょうか。
- 習田交通局副局長 今、副委員長のほうからも御指摘いただいた点についても、当然に考慮に入れないといけないというふうに思っております。これまでもずっと御答弁させていただいてきたのは、まさに今、御指摘いただきました、地方公営企業法で独立採算ということが基本定められておりますので、それを完全に無視して何か議論をするということは、今のところ、日本の法制度の中では難しいのかなと思っております。ただ、それだけをいつまでも言ってるのではなくて、幅広に今後の中長期のことに向けた議論をすべきという、先ほど御指摘を両先生からいただいたんだと思っております。

その中で、今、副委員長からおっしゃっていただいた点についても併せて、なかなか非常に相反する問題ではありまして、我々もかなり葛藤するところがございます。その中でどのような議

論ができていくのかというところは、やはり交通局だけではなくて、もう少し広い意味での議論が必要なのかなと思います。

今、御指摘いただきましたように、受益者負担というところでも、また審議会の話で恐縮でございますけれども、仮に税で負担するとなりますと、市外からの利用者の方がどうなのかといった、そういった問題があるですとか、あまり行政が、これは負担の仕方にもよるんでしょうけど、あまり出ていくと、ソフトバジェットという言い方をされましたけれども、どうしても特に公営の場合は甘える傾向にあるので、そこには留意する必要があるですとか、いろんな御意見をいただいております。ただ、それだけを申し上げて議論をしないということはおかしいと思いますので、いろんな観点を含めて幅広な議論が必要ではないかというふうに考えております。

○委員（村野誠一） まさにこの常任委員会というのは、本来やったら議員間討議というものをやっけていきたいと思いますというようなことも言われてるんですけど、副委員長が、私の提案にかぶせてきたのであえて言わせてもらっても、まさに、習田さんが今言ったように、今までは受益者というのは乗る人だけという考え方やったからじり貧になって、社会大きく全体、高齢化と、それから人口減と、大きな前提が変わってきてると。これ滋賀で初めて日本全国で、これも当然いろんな学者が検討を重ね、検討を重ねてきて、受益者は乗る人だけでいいのかと、社会全体に影響するだろうという議論の中で、今回初めて導入をしようというふうに考えてるので、まさにだから私は、今までの考え方ではなくて、社会全体がつながってるでしょうということ。だから、そういうことも検討していく必要があるんじゃないですかということを申し上げているわけです。だから、今までのそういう古い、今までの受益者、乗る人だけが受益者なんだという考え方にとられてると、じり貧だから、別の発想で大きな議論をまさにやっけていく必要があるんじゃないか。バスはバスだけ、タクシーはタクシーだけではなくて、バスも民間もタクシーも、こういうものが都市の装置としてどれだけ経済に効果、または健康に効果、こういうこともしっかりと研究した上でどういう在り方がいいのか、進めていく必要があるのではないかとということを申し上げてるので、ぜひしっかりとマスタープランを、今時期ですから、検討を進めていただきたい—研究ですね、しっかりと研究しないとできませんから、進めていただきたいということです。

○委員長（平野達司） 他に御質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） 他に御質疑がなければ、交通局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでございました。

委員の皆様申し上げます。

それでは、ここで、次の建築住宅局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので、御了承お願いいたします。

（午前10時40分休憩）

（午前10時43分再開）

（建築住宅局）

○委員長（平野達司） ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

これより建築住宅局関係の審査を行います。

それでは、議案4件及び報告事項1件について、一括して当局の報告及び報告を求めます。

○根岸建築住宅局長 建築住宅局でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（平野達司） 着席のままで結構でございます。

○根岸建築住宅局長 それでは、予算議案2件、議案2件及び報告事項1件につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料1ページを御覧ください。

1. 予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算（建築住宅局関係分）につきまして御説明申し上げます。

（1）歳出予算補正及び（2）歳出予算事項別明細書を御覧ください。

以下、金額につきましては、千円単位以下を切り捨て、万円単位で御説明いたします。

第1項住宅総務費、第1目職員費につきまして、給与改定等に伴う補正として3,000万円を増額し、第4目建築指導費につきまして、耐震化促進に伴う補正として4,600万円を増額しようとするものでございます。

（3）繰越明許費を御覧ください。

第1項住宅総務費のうち、空き家活用支援事業につきまして8,300万円を、建築指導事業につきましては、補正前の3,974万円に4,600万円を加えた8,574万円を、令和6年度に繰り越そうとするものでございます。

2ページを御覧ください。

予算第40号議案令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

（1）歳入歳出予算補正及び（2）歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

②歳出の第2款及び第1項市営住宅管理事業費、第1目職員費につきまして、給与改定等に伴う補正として1,000万円を増額し、その財源補填のため、①歳入の第2款市営住宅管理事業収入、第5項繰入金、第1目及び第1節一般会計繰入金のとおり、一般会計から同額の1,000万円を繰入れしようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

3. 第90号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件につきまして御説明申し上げます。

1本件の概要でございます。

令和2年2月6日、本市と相手方は、下山手住宅4号棟とりこわし及び敷地整備工事に係る請負契約を締結しました。その後、相手方がアスベスト調査を実施したところ、入札条件の前提を変更せざるを得ない調査結果が判明しましたが、契約内容の同一性及び入札の公平性の観点から、変更契約は不相当であるため、令和3年5月25日に本市は本件請負契約を解除いたしました。本件請負契約につきまして、相手方からの損害賠償の請求について、損害賠償の額を決定し、これに伴い和解を成立させようとするものでございます。

3和解の内容の趣旨でございます。

本市は、相手方に対し、本件請負契約の解除により相手方が被った損害に対する賠償金として2,799万1,174円の支払い義務があることを認めるとともに、この和解の成立の日から30日以内に支払うこと、相手方は、この余の請求を放棄すること、並びにこのほかに何らの債権債務がないことをお互いに確認する内容で和解を成立させようとするものでございます。

5ページを御覧ください。

4. 第91号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

1. 改正の理由は、都市計画における新たな地区計画、神戸複合産業団地南地区の決定に伴い、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要でございます。

(1)地区計画の概要は、神戸市西区押部谷町木見に位置しており、面積は103.6ヘクタール。都市計画の決定日は、令和5年12月5日でございます。

(2)建築物等の用途等の制限は、地区計画で定められた地区整備計画のうち、表のとおり、建築物等の用途の制限及び壁面の位置の制限について条例で定めるものでございます。

3. 条例の施行期日は、公布の日から施行する予定でございます。

7ページから11ページに議案を、12ページに議案参照図を掲載しております。

13ページを御覧ください。

5. 報告、工事請負契約の締結について、2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約につきまして、建築住宅局関係分を御説明申し上げます。

以下、金額につきましては、千円単位以下を切り捨て、万円単位で御説明いたします。

令和5年9月1日から令和5年12月28日までの期間において該当する契約は、唐櫃住宅10-13号棟他2棟とりこわし及び敷地整備工事の1件で、契約金額は2億8,206万円でございます。

以上、予算議案2件、議案2件及び報告事項1件を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、建築住宅局関係分について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、予算第40号議案令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、第90号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（川内清尚） この件につきましては、和解をしたことに関しては理解できます。和解については、ただ、この和解に至るまでの経緯というか経過、なぜ、実際よくよく考えてみれば、損害賠償の和解を払わなくてもよかった——やり方によってはですよ——額じゃないかなと思うんですけど。例えば、先に契約しますよね——その前に。後でまたアスベスト調査をやって、それが判明したと。最初に請負してた業者については、これではやっていけないのでということで次の業者に決まったというか、そういうような経過ですよ。ですから、その辺のところ、今後ともまだまだこういった事案というのは起こりかねないと思うんですけど、もう少し経緯と原因、もうちょっと深掘りした答弁をいただけませんか、説明を。

○根岸建築住宅局長 当該工事につきましては、市営住宅下山手住宅4号棟の取壊し及びその敷地の整備という工事の内容になってございます。大きく差が出ましたのは、外壁塗材・塗り材の下地調整材につきまして、当初の設計段階の予備調査のほうでアスベスト含有なしとして進めてお

ったんですけども、工事段階に入りまして、事前調査を行ったところ、アスベストを含有するという結果になったというものでございます。その範囲が非常に大きかったということで、必要工期も含め大幅に増加することとなり、契約関係の窓口で相談したところ、契約内容の同一性及び入札の公平性の観点から、変更契約を行うことは不相当であるということで、契約解除の判断をしたものでございます。

この契約解除につきましては、請負約款の中に甲——市のほうの解除権というものがございまして、それに基づくものでございます。代わりにといいますか、請負約款のほうには、損害がある場合には請求できるという規定がございまして、それに基づく、今回、請求が上がってきているというところでございます。

なお、解体工事につきましては、御指摘いただきましたように、再度入札を行った上で、令和3年の9月に、常任委員会でも御議論いただき、承認をいただき、進めておりまして、今現在、ほぼ解体が終わり、整地のほうをしているという状況でございます。

こういう損害賠償の議案を上げさせていただいていること自体遺憾に思っておりますし、こういう結果になっているということにつきましては、大変申し訳なく思っております。御指摘いただきましたように、このようなことを二度と繰り返してはいけないというふうに強く思っておりますのでございます。

その観点から、再発防止の取組ということで、大きく2点させていただいております。まずは、予備調査・事前調査の厳格化ということで、当初の予備調査の段階において、書類調査、ないしは現地調査、資料の採取、分析調査。いずれにしても、法定以上の有資格者を採用して、きっちりと初期の段階で行うというのがまず1点でございます。

2点目は、職員の能力の育成・向上ということで、アスベスト問題というのを再認識させるとともに、職員の知識・能力の向上を図るため、毎年度、研修をしておるところでございます。また、建築物の石綿含有建材調査者という資格がございまして、職員自体にもそういう資格の取得のほうを奨励しておりまして、今現在、38名が取得しているという状況でございます。

以上でございます。

- 委員（川内清尚） 契約後に請負業者の実施したアスベスト事前調査の結果によって契約変更することができずに契約解除に至った経緯については、今、局長のほうから御説明いただきましたので、理解はいたしました。ただ、また同じような事案が発生しないように、また、再発防止策として、先ほど御答弁ありましたように、例えば、予備調査の厳格化、それからまた、有資格者、また、職員も含めた能力の育成・向上、この辺のところにはまた十分に配慮いただいて、こういったことが二度と起こらないように、ぜひ努めていただきたいということを要望いたしておきます。

以上です。

- 委員長（平野達司） 他に御質疑ございますでしょうか。
- 委員（森本 真） 同じことを聞くんですけど、ここに書いてある契約内容の同一性、入札の公平性の観点から、変更契約は不適切というのは、具体的に何を意味してるのか、ちょっと答弁いただけますでしょうか。
- 根岸建築住宅局長 当初の契約自体が、2億7,000万円ぐらいの工事ではございました。再度入札させていただいて決まったものが7億7,000万というような格好で、かなり大幅な増額になっているところでございます。それは、先ほど申し上げました、下地調整材にアスベスト含有が含ま

れているという面積が非常に大きかったというところでございます。

額ないしは数量が少ない場合に、当然、現場での変更といいますか、食い違いというのはございますので、いわゆる設計変更、変更契約というような格好で対処させていただくのが通例ではございますけども、やはりその範囲があまりにも超えているということで、前の契約の契約変更では不適切であるということで、一旦解除して再入札をさせていただいたというところでございます。

○委員（森本 真） 分かりました。

それで、相手方は損害賠償ができるんだという話だったんですけども、これで言うと、工事はほぼほぼしてないけども、先ほど提示された最初の2億7,000万円は会社のほうに入るというふうに感じるんですけども、それで正しいですか。

○根岸建築住宅局長 解除させていただいておりますので、その2億7,000万円が丸々入るということではございません。損害賠償の金額自体は2,799万円でございます。

○委員（森本 真） すみません、ちょっと数字を見間違えてたので、1割ぐらいという感じですね。分かりました。この金額は、どこでどう算定するのかだけちょっとお答え願えますか。

○根岸建築住宅局長 損害の種類としましては、2つ大きくございまして、1つは積極的損害と言われているものですが、実際に使った経費ということで、仮囲いなど工事の準備費としてもう既に使われておったものがございまして、一定の調査費、アスベストが含有するという施工計画をつくったりという計画調査費的なもので、それぞれ550万円、1,150万円、合わせて1,700万円というところでございます。もう一方、消極的損害というふうに言われるものがございまして、いわゆる逸失利益——請負人が得たであろう、この工事を続けておれば得たであろう利益というものがございまして、それが1,100万円ということで、合わせまして約2,800万円ということでございます。

○委員（森本 真） はい、結構です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○副委員長（川口まさる） 本件和解に係るおよそ2,800万円は、本来であれば必要のなかった支出であり、単なる損失です。今後このようなことがないように、再発防止に努めてほしいと思っています。再発防止を考える上で、まずは問題の原因を明確にする必要があると思います。このような損害を招いた真の原因は何だと捉えていますでしょうか。

○根岸建築住宅局長 なかなか真相究明というのは難しい側面がございまして、我々のほうが事前調査のほうで、予備調査のほうでアスベスト含有なしというふうに判断しておったものが、工事段階でアスベスト調査でありとなったことが全てだというふうに思っております。

○副委員長（川口まさる） 私、そもそも検査結果の不一致がなぜ起きたのかというところに着目しています。問題の部分のアスベスト含有調査の経緯について、まず、令和元年5月に、タケゾエ建設（株）が試料を採取し、太陽テクニサーチ（株）がJ I S 1法で分析調査し、含有なしとされました。ところが、令和2年5月に、（株）サンテクノスが試料採取、J I S 2法で分析調査したところ、含有ありと結果が異なりました。さらに、同年11月に、（公財）ひょうご環境創造協会が試料採取、J I S 1法で分析調査したところ、再度含有なしとなっています。

このように、なし、あり、なしというふうに結果がばらつくことについて、神戸市は、令和3年11月にアスベストの専門機関に相談しています。当該専門機関は、建築物石綿含有建材調査者協会といって、単にASAとも呼称します。ASAいわく、J I S 2法は、3点から採取した材

料を、層を分けずに等量混合し、微粉末に粉碎する方法で、多層から成る塗材の分析には不向きですとのこと。また、吹きつけパーミキュライトは、JIS 2法では、X線解析のみで分析することになり、FPが多くありますとも述べております。FPとはFalse Positive、つまり偽陽性のことです。これらのASAの回答からは、（株）サンテクノスのJIS 2法による分析結果が誤りであった可能性が示唆されているように読めると思います。その場合、結局、問題の部分について、アスベストの含有はなかったこととなります。

現時点の情報だけでは、アスベストがあったのかなかったのか断定まではできないと思いますけれども、分析結果が異なっている以上、どちらかの分析が間違っているはず。再発防止のためにも、市として、まず、結果の不一致の原因について検証すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○根岸建築住宅局長 先ほど食い違いがあるということで、ASAのほうにも、我々のほうも御相談申し上げました。ASAのほうは、ASAとしての調査結果を出すことは可能だというふうにおっしゃられましたけれども、一旦出されてる結果自体が誤りだったという判断はできますかということでお話を——それはできませんというふうにお答えをいただいております。調査の仕方については、何種類か、今、認められたものがございます。JISの1法も2法もその認められた方法でございます。我々も何とかそういう真相究明、ないしは白黒はっきりさせたいという思いは当然ございました。いろいろなそれぞれの調査機関、ないしはそういう専門家、専門機関のほうにいろいろ御意見をいただいたところではございますけれども、やはり1度出た結果をなかったことにするという、覆すということは無理だということで御意見を頂戴しましたので、我々のほうも飛散させてはならないというのが大原則でございますので、ありという形で総合判断をさせていただいたところでございます。

○副委員長（川口まさる） ありがとうございます。今、お答えの中で、白黒はっきりさせたいという思いはあったという御説明があったところで、そこは同意というか共感しているんだということが分かったので、そこはちょっと安心したんですけども。一方で、覆すのは無理という説明があったんですけども、真相としてあったかなかったか、2つに1つなので、どちらかの検査結果が間違っていることになるはず。なので、検査機関の責任についてはどのようにお考えでしょうか。

○根岸建築住宅局長 今、副委員長のほうからはどちらかが間違いであるというふうな御意見をいただきましたけれども、そこははっきり言い切れるのかどうかということも、我々、確信的な答えを持ってないところでございます。物すごいはっきり分かりやすい試薬みたいなもので赤になるのか青になるのかみたいなものであれば、白黒はっきりさせることが可能なんですけれども、このアスベストの場合には、非常に含有量の少ないものまでも含まれているのか含まれていないのかと判断をしようとするものでございまして、検出限界に非常に近いところで、非常に微量なものを検定するものになっております。また、下地調整材といいますのが、分厚いものをするということではなく、塗り材の下に、不陸調整なども含めてやっておりますので、非常に薄かったり厚かったりという、非常にむらがあるものですので、どちらかが出てどちらが出なかったというのが、どちらかが必ず間違ってたのかということ、どちらも正解だったということも十分あり得るというふうに思っておりますので、なかなかその辺りは難しいところがございます。

以上でございます。

○副委員長（川口まさる） どちらも正解だったというのは、おっしゃってる意味は分かるんです

けど、私はちょっと違う感想を持ってまして、検査を発注するという場面では、正しい調査結果を求めているんであって、はっきりした答えが欲しいわけですね。あやふやな結論だと困るよう思うんですね。市はこの分析調査の対価も支払ってまして、私は誤った結果を示した検査機関は義務を履行してないと思っています。

他方で、本議案は、春名建設（株）との和解の件であって、契約解除に係る損害については市に責任はあろうかと思えます。市は、今後このようなことのないように、再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

私は、この問題の原因を明確にする必要があって、検査結果のばらつきについて真相を明らかにするプロセスというのは避けて通れないものだとは思っています。

○委員（村野誠一） 今話を聞いてて、これ以前かなりやったんですね。初めてというか、事前に検査をやってみて、結果的に、副委員長は間違いと言うんだけど、要は誤差が出るものだということが結果的に明らかになったから——これ間違ってたら訂正してもらいたいんだけど——だから今は、結果的に絶対というものが無いから、もし検査して大丈夫だという結果で、解体して、それで市民に被害が出たら取り返しがつかないから、やはり今は、もう含有されてる、絶対が担保されない限りは含有されてるということを前提にして、それを乗せて解体すると。そういう飛散防止の対策を講じた上で解体するというふうに、この経験を生かして、今はそういう方法を取ってますということになってたんじゃないのかなと思うんだけど、ちょっと確認をしたいんですけども。

○根岸建築住宅局長 全て含有疑いで処理してるということではございません。きっちり調査をした上で、塗り材ですとか下地調整材に含有なしというふうに判断する場合もございます。先ほど、予備調査というのは設計段階で、法的にも割と準備段階でやってくださいね、そして、工事の段階できっちり調査をしてくださいねというのが、一般的な法体系になっております。ただ、我々としては、最初の段階でそういうあやふやな調査をしておったんでは問題があるといえますか、後々また変更になる可能性もございますので、我々としては、初期の段階でき得る限り高度な調査をした上で、設計を完了させて、工事のほうに進めておるとというのが今の実態でございます。

○委員（村野誠一） これが初めて、初めてというかこれで学んだわけです。同じことを繰り返して、以前にもあったのに、こういうことをして損害がとか、そごが生じてということではないんです。こういうことがあったから、こういうことが今後ないようにという形で今は、今、局長が答弁されたように、当然それはもう事前のきっちりした精度の高い検査で、絶対というものが担保されるんやったら、当然それで解体もするし、それで、絶対が担保されないんであれば、やはり市民にもしものことがあったらいかんからということで、きちっと飛散防止をした上で解体すると、そういうことですね。はい、結構です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、第91号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（森本 真） 今回、条例改正の中身について報告ありましたが、基本的には、西神戸ゴルフ場を産業団地に変えるという中身でよろしいでしょうか。

○根岸建築住宅局長 事業そのものがここに位置づけられてるわけではございませんけども、それに

伴う地区計画が決定されましたので、それを住環境条例のほうに載せるといいますか、規定のほうを追加しようとするものでございます。関連のものであること自体には間違いはございません。

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、報告事項、工事請負契約締結のうち、建築住宅局関係分について御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、この際、建築住宅局の所管事項について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（森田たき子） 私のほうからは、市営住宅の集会所の件でちょっとお聞きしたいんですけども、集会所の和式のトイレがまだ十分に改修ができてないということで、洋式トイレに変えてほしいというふうなことを住民の方から御要望をお聞きしてるんですけども、まだ全市的にも集会所で和式トイレから洋式トイレに移ってないというふうなところは、一体どれだけあるのか、把握されてるのか、お聞きをまずしたいんですが。

○根岸建築住宅局長 すみません、手元に全てが今あるわけではございませんけども、まだ和式で残ってるというところはございまして、言葉はちょっと悪いんですけども、活発に活動されてるところから順次させていただいてるところもありまして、少なくとも来年度には使われてるところにつきまして全てやりたいと思っております、今、63か所ございますので、それについては洋式化をする予定で今考えてございます。

○委員（森田たき子） 今ではどの御家庭でもほとんど洋式化というふうな方向で進められておりますし、特に高齢者の皆さん、それから妊婦さんとか、要介護の方とか、そういう方々、本当に今切実ですし、子供たちにとっても、もう学校で、どないして使うんだということを教えるような、そういう今の時代になってきてるんです。ですから、まだ63か所と、来年度の予算ではというふうなことにおっしゃっていただいたので、ぜひともこれを早急に対応していただくように求めておきたいと思っております。

2点目なんですけれども、こうべぐらし応援補助金、住みかえ一という制度があると思うんですけども、これについてちょっとお尋ねしたいんです。

実は、この制度の対象については——今ちょっと私持ってるんですけども——これについては、若年夫婦という規定があるんです。それで、実は同性パートナーの方から、現在この対象に入らないから拡大してほしいというふうな御相談をお聞きしております。ライフパートナー制度というのは、昨年12月に神戸市も実施されるようになりました。それで、そういった声を聞いてるんですけども、対応すべきじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○根岸建築住宅局長 住みかえ一への補助金につきましては、非常に好評を得ておりまして、たくさんお使いいただいている状況で、今も予算にぎりぎりの状態でストップをかけ始めている状態というところがございます。

今御指摘いただきました、ライフパートナー制度の活用というのは、当然のことというふうに思っております、我々も入れていきたいというふうには思っております。ただ、今年度は、先ほど申し上げましたように、締切りをしようかというような状況にありますので、来年度、いろいろな制度改正も含めまして、要綱改正等もございまして、その中ではしっかりさせていただきたいというふうに今思っております。

○委員（森田たき子） これの申請状況というのは、どういう状況になってますか、今現在。今ちょっと厳しい状況になってきてるとおっしゃってます。

○根岸建築住宅局長 手元にそれぞれの数字がございませんけども、90数%という格好で100に近い状態になっております。

○委員（森田たき子） まだ100%埋まってないという状況なんですよ、結局はね。

それで、私も——神戸市のライフパートナー制度のガイドブックというのがありますよね、これをちょっと見ますと、各行政サービスが円滑に利用できるようになりますと、こう明記されておりました。これを異性パートナーの方が申請に来れば、すぐにやれるわけです。ところが、やっぱり同性パートナーの方が来られると、なかなかそこで前に行かないような状況が窓口であるというような、こういうことですから、これはやっぱりせっかくできた制度ですし、すぐに今年度からでも申請があれば、すぐに対応するというふうにしていきたいんです。

それで、国土交通省——国のほうですね、こちらのほうにも子育てエコホーム支援事業というのがありました。私もちょっと調べさせていただいたんですけども、国のほうではもう随分前からこういう制度を使って同性パートナーの方にも実施してるというふうなことでした。

神戸市、政令市の中でも、ライフパートナー制度、これを実施したのが、政令20市の中で19番目ぐらいの、本当に最下位というような状況からスタートしたわけです。だから、本当に待ってたんです。だから、ぜひとも差別的な対応をいつまでも続けていくという姿勢ではなくて、申請があればすぐにオーケーしますよという、そういう神戸市の姿勢をしっかりと示していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○根岸建築住宅局長 国のほうの運用についても承知しているところでございます。神戸市内のライフパートナー的なものがあるところのそういう証明書があれば受けますよというようなことが、そういう運用をされてるといふふうにお聞きしております。我々としてもそういう方向で検討はさせていただきたいとは思っておりますけども、ちょっと今の時期ではございますので、今年度は少し難しいというふうに思っております。来年度はぜひ適用できるように考えていきたいというふうに思っております。

○委員（森田たき子） それぞれ個人的な事情はその都度でございます。しかし、そういう中で、こういうことを使いたいんだと、せっかくある制度だということに求めてるわけですから、再度検討していただくことを求めておきたいと思っております。お願いします。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○委員（森本 真） 北区の桜の宮住宅のことについてお伺いしたいと思っております。

1期が終わって、2期もほぼほぼできて——できるというか計画が立って、都市計画審議会でも、ほぼほぼ店とか建ってるのに地域分けをしたりして、ちょっとおかしいんじゃないかという質問もしたんですけども、1つは、PFI事業でやられてますけども、歩道関係について、住宅局としてはどういふふうにかんでられるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。難しい話ですか。

○根岸建築住宅局長 すみません、ちょっと質問の趣旨が正確に確認できてるかどうかわかりませんが、今回、大規模に建て替えをしておりますので、1期・2期分けてというふうな形になっておりますけども、その中で開発行為に当たるようなものですので、それぞれの道路管理者、各公共施設の管理者と協議しながら、それぞれの道路なら道路の位置づけをしていただいた上で、必要な幅員を取っておるといふところでございます。その中で、歩道の要るなしというのも判断

いただいて、協議して進めてるというところでございます。

○委員（森本 真） 建築住宅局もかんでやってるということですよ。桜の宮の建て替えの主は建築住宅局ですよ。でも、PFIで行うと、いろんな用途分けをして、例えば、生活支援施設とか沿道利用地区とか、そういう関連ではどういうふうにかまれているというか、関係を持つてののかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○根岸建築住宅局長 PFIの発注自体が我々でございますので、当然、どういうまちづくりをしていくかというのは、我々のほうで決めた上でPFIのほうを進めておるところでございます。

○委員（森本 真） 分かりました。

それでちょっと聞きたいのは、いわゆる都市計画で生活支援地区になっている場所、細かく言うと、北山公園と、それから市立桜の宮幼稚園が民間移管されて、桜の宮こども園と児童館になっています。その隣は、これから高齢者施設を造ろうというような計画になってるんですけども、そこにこども園と児童館があるのに歩道がないんです。見ておかしいなと、子供たちがいろいろ来る。車で送迎される方もいるかもしれませんが、そこに全然歩道がないんですけども。公園には歩道があるんです、公園には。公園の横のこども園にはない……。

○委員（村野誠一） 議事進行。共産党さんの森田さんとか森本さんが、もう写真ずっとぼしゃぼしゃ、ちょっと撮り過ぎや、まぶしい。ずっとぼしゃぼしゃ、前から言おう思ってた。ちょっと委員長、あんまり何度も何度もずっとぼしゃぼしゃいうの不快やから、ちょっと注意してほしい。

○委員長（平野達司） 写真撮影、ほどほどにお願い申し上げます。

○委員（森本 真） ということで、見てびっくりしたんですよ。新築のこども園が際までというか、目いっぱい建ってる。歩道もない。向かいの市営住宅のところも、植木はあるけど歩道はない。こんなんでも生活支援地区として認定できるのかというふうに感じたんですけども、それは誰が計画してそうなったのかというのをちょっとお伺いしたいんです。

○根岸建築住宅局長 公園のところに歩道があるというふうにご指摘いただいたんですけども、我々確認しましたところ、あくまでも公園の敷地の中の話でございまして、非常に高低差のあるところですので、バリアフリーの観点から公園内へのアクセスを円滑にするために、公園の敷地内に園路を設けたものというふうにお聞きしておりまして、歩道のように見えるというのはそうかも分かりませんが、決して歩道として造られているものではないというのがまず1点でございます。

あと、道路関係につきましても、当然、その開発の中で整理していきますときに、幹線とまではといいますか、メインの道路なのか、サブの道路なのかというようなところをそれぞれの張りつく面積ですとか、そういうようなものを考えながら協議をさせていただいておるところで、今御指摘いただきましたところにつきましては、幅員6.8メートル程度の歩道のない道路ということで、交通量も少ないことから拡幅や歩道の設置の必要がない路線ということで今はさせていただいておるところでございます。

○委員（森本 真） あんまり使わないんだと言われてますけど、公園があつて、こども園があつて、次、高齢者施設があつて、ぐるっと回ると地域福祉センターだということですよ。やっぱりバリアフリーという観点というよりも安全性を確保しないといけないと思うんです。そういうときには、やっぱり歩道がついてるのが普通じゃないかというふう思うんですけども、安全のためにも。子供たちも高齢者も、坂ですから、歩いて来るのか車で来るのか、いろいろパターン

はあると思いますけど、やっぱり歩道をつけるというのは必要じゃないかというふうに思うのと、もう1つ、1期工事では、歩行者専用通路A、3メートル、B、2メートルという、歩行者優先のわざわざ道をつけてるんですよ。それは人が通るからでしょう。でもここも、いわゆる生活支援地区に指定されているというか、もともと子供たちとか高齢者とかの施設が来るのが分かってたにもかかわらず、何でこんなつくりになったのかと、公園内のというふうに言われるけど、公園から一歩外に出たら道路ですから、歩道のない道路だから、ちょっとやっぱり検討すべきだったんじゃないかと思いますが、御見解だけ聞いておきます。

- 根岸建築住宅局長** 地域の方ですとか、事業者の方のお声ということもお聞きしておりますけども、既に道路管理者のほうにおいて、当該道路につきましては、白線を引いて、路側帯を設けているというふうなところ、ないしは自動車への注意喚起看板を設置するというような対応をされてるというふうにお聞きしております。また、交通管理者のほうにつきましても、この道路の一方通行化ができないかとか、横断歩道の設置要望等、要望が上げられてるというふうにお聞きしておりますし、さらなる交通安全対策を検討されてるというふうにお聞きしているところでございます。

我々としましても、道路管理者・交通管理者で種々の安全対策は実施・検討されてることを踏まえまして、その状況を見守ってまいりたいというふうに思っております。

- 委員（森本 真）** もう終わりにしますけど、やっぱり大規模なPFI、民間活力を使ってやる場合にも、本当にそのまちが利便性を高めて——発注するときいろいろ注文つけてますよ、いろんなことをやられてます。1期事業にしても立派な市営住宅が建っていくなど。我々から見れば、戸数を半減させんと造ってほしいという思いもありましたけど。そういう新しいまちに建築住宅局としても挑戦してるんだというふうに思うんですけども、そこはやっぱり行政がこういう施設があるときは、やっぱり歩道をつけて、子供・高齢者の安全性を確保するためには、やっぱりこれが必要だというようなことも検討してやっていただきたいと要望して終わります。

- 委員長（平野達司）** 他にございますでしょうか。

（なし）

- 委員長（平野達司）** 他に御質疑がなければ、建築住宅局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

それでは、委員の皆様申し上げます。

それではここで、次の都市局が入室するまでの間、休憩したいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので、御了承お願いいたします。

（午前11時25分休憩）

（午前11時29分再開）

（都市局）

- 委員長（平野達司）** ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

これより都市局関係の審査を行います。

まず初めに、陳情第54号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第54号は、王子公園の再整備に当たり、環境アセスメントを自主的に取り組むことを求め

る趣旨であります。陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照願います。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第57号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の堀口さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内をお願いいたします。

○陳述者 灘区の堀口と申します。

最初に、2019年12月、神戸地裁尼崎支部の高塚山開発工事差止請求事件の判決文の一節を紹介いたします。

住民がその居住地の周辺の良い都市環境や自然環境の形成に積極的に関与することは、都市が当該地域の実用に即した健全な発展を遂げるために重要な意義を有するものと言える。これは、住民がつくり上げてきた生活環境を一方向的に破壊されることを許さない権利、つまり、住民のまちづくりへの最適な参画の権利や住民自治のことであり、よりよいまちづくりに向けての画期的な判決と言えます。その中心的役割を担うのは、最も利害関係のある地域住民であるからこそ、住民参加の開かれた検討会を設けるべきだという、裁判長の思いが表れているのではないのでしょうか。

1月23日の公園緑地審議会を傍聴しました。その中で、兵庫県まちづくり部の委員が明石公園の例を出され、次のように発言されました。

明石公園では、樹木伐採が問題となり、反対運動が起こりましたが、在り方検討会を立ち上げ、自由参加で意見を言える場をつくり、努力してきました。神戸市も在り方検討会のような場と仕組みをつくられてはどうですか。

大変真つ当な御意見でした。これこそ民主的なルールです。なぜ神戸市からそんな発想が出てこないのか、不思議でなりません。地域住民の声を反映するために、繰り返し要望している検討会や公聴会を開き、議論することに何か問題でもあるのですか。

さて私は、昨年9月の議会で、王子公園再整備計画に子どもの権利条約を生かすことを求める陳情をしました。その結果は、当局の説明を了とし不採択。当局の説明は、子育て世帯を対象にした意見募集や動物科学資料館内でのアンケート調査を2日間だけ実施し、子供や保護者の意見に向き合ってきたというものです。ところが、前回の陳情までに、子供や保護者向けアンケート実施の経過や結果などは公表されていません。したがって、アンケート結果を踏まえずに当局の説明を了としたとしか考えられません。私が陳情した後、子育て世代向けと出張子育て世代向けのアンケートが紹介されましたが、そのアンケート対象は保護者だけでした。では、子供の声はいつどこで聴いたんですか。実施したのなら、子供の対象人数や結果も含め、全て公表すべきなのは当然のことではありませんか。また、市民ヒアリング及びアンケートの意見の中に、子育て世代の保護者アンケートの代表的な意見が掲載されていました。しかし、一体何人の保護者に調査したのか、それも分かりません。しかも、当局が上げた代表意見でさえ、計画に反対する声が満載でした。当局の言う、向き合ってきたとか、透明性のある公表などとは程遠い状況です。中には、アンケート内容が偏っていると指摘する声もあったことから、アンケート内容も公表していただきたいものです。ただ単に、意見募集やアンケートを実施したというだけで了としたのであれば、行政をチェックする議会の役割に疑問を感じます。

昨年4月に施行されたこども基本法に基づき、12月には、こどもまんなか社会の実現のために、こども大綱も閣議決定されました。王子公園は子供たちの宝であり、王子公園を守ることは、こどもまんなか社会を実現する道です。神戸市の計画は、国の定めたこども基本法に逆行し、子供たちや市民の居場所を狭めることにならないでしょうか。

最後に、子供・保護者・地域住民を含む在り方検討会や都市計画法にある公聴会を直ちに設置し、市民・住民の声が反映される計画の再検討をぜひお願いしたい。

これで私の陳情を終わります。ありがとうございました。

○委員長（平野達司） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案3件、陳情2件及び報告事項1件について、一括して当局の説明・報告を求めます。

○山本都市局長 都市局の山本です。よろしくお願いたします。

○委員長（平野達司） 着席のままで結構でございます。

○山本都市局長 それでは、予算議案2件、議案1件、陳情2件、報告事項1件につきまして御説明申し上げます。

初めに、予算議案2件につきまして御説明申し上げます。なお、金額は万円単位にて御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算につきまして、1歳入歳出補正予算一覧表でございます。表の合計欄でございますとおり、歳入は10億4,370万円の増額、歳出は11億6,730万円の増額となっております。

2ページを御覧ください。

2歳入予算の説明でございます。表の合計欄でございますように、10億4,370万円の増額となっております。

3ページを御覧ください。

3歳出予算の説明でございます。第10款都市計画費につきまして、表の補正額の欄でございますように、11億1,230万円の増額となっております。内容といたしましては、3ページの下段から4ページに記載のとおり、給与改定に伴う職員費の増額のほか、雲井通5丁目再開発株式会社への補助や、公共交通事業者への運行継続支援などを予定しております。

5ページを御覧ください。

第11款住宅費につきまして、表の補正額の欄でございますように、5,500万円の増額となっております。内容といたしましては、密集市街地において、老朽木造建物の解体に対する支援を行うものでございます。

6ページを御覧ください。

4繰越明許費の説明でございます。合計欄でございますように、4億3,136万円を令和6年度に繰り越す予定でございます。

続きまして、資料2の1ページを御覧ください。

予算第39号議案令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算につきまして、1繰越明許費の説明でございます。合計欄でございますように、1億5,000万円を令和6年度に繰り越す予定でございます。

続きまして、第89号議案神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条

例の件につきまして御説明申し上げます。

資料3-1の1ページを御覧ください。

議案の概要といたしましては、土地区画整理法の規定により、事業計画に合わせて条例で施行規程を定めており、このたび施行地区に含まれる地域の名称に変更が生じたため、施行規程を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称に、山田町小部字西ノ岡谷の一部を追加いたします。

改正する理由といたしましては、施行地区内に含まれていない地域の土地が存在することが、土地の境界精査の結果、判明したためでございます。

施行期日と施行規程（抜粋・現行）は記載のとおりです。3ページと4ページに追加する地域を図面で示しております。また、資料3-2には議案を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、陳情2件につきまして御説明申し上げます。

追加資料1を御覧ください。

陳情第54号は、王子公園における環境アセスメントに自主的に取り組むことを求めるものでございます。

陳情に対する市の考え方を御説明いたします。

環境影響評価法では、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象に、環境アセスメントの手続を行うこととしております。また、市独自の取組として、法が対象としない事業にも環境アセスメントを実施することとし、条例を制定して、都市公園の新設などを対象事業として追加しております。

このたびの王子公園再整備は、都市公園の新設ではないことから、法や条例で定める環境アセスメントを実施する予定はございません。しかし、周辺への配慮は重要であると考えており、公園全体の景観と調和するよう配慮した建築デザインや緑化等を検討するとともに、スタジアムの防音対策の実施や周辺環境への光漏れに配慮した照明設備の検討などを進めております。また、建物規模や設計の際に遵守すべき規制値などを示しており、今後、これらに基づいて詳細な調査や設計を行い、具体化を図ってまいります。

続きまして、追加資料2を御覧ください。

陳情第57号は、子供たち・保護者・地域住民を含む関係者の在り方検討会を設置することや、都市計画決定手続の民主的なプロセスの在り方を検証し、再整備計画を再検討することを求めるものでございます。

陳情に対する市の考え方を御説明いたします。

王子公園再整備に当たりましては、市民や議会の意見を踏まえた素案の見直しや、子供や子育て世代を含め幅広い市民を対象とした意見交換会やアンケートなど、丁寧な説明や意見聴取を重ねてきたところでございます。

基本計画の策定に当たりましても、子育て世代を対象にした意見募集や王子動物園内でのアンケート調査など、子供やその保護者の意見も聞きながら検討を進め、子供たちの学びや成長の場として利用できる、誰もが気軽に憩い、くつろげる空間の創出といった理念・コンセプトを掲げております。この理念等に基づき、子供たちが1年を通じて安全・安心に利用できる一般に開放された空間を拡大いたします。

また、都市計画に関する手続については、都市計画法及び条例に定められており、法第16条に定める住民の意見を反映させるため、市主催の説明会を開催しているところでございます。

なお、このたびの王子公園再整備に係る都市計画手続においては、昨年10月に都市計画の説明会を開催するなど、適正な手続を行ったところでございます。これまでも子供を含めた関係者の意見に向き合ってきたところであり、別途在り方検討会のような体制を設ける予定はございません。

今後も引き続き、基本計画に基づき検討を進め、市民の意見等を伺いながら事業を進めてまいります。

続きまして、報告事項、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

資料4の1ページを御覧ください。

2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約のうち、都市局関係分は記載の3件でございます。

以上、予算議案2件、議案1件、陳情2件、報告事項1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（平野達司） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、都市局関係分について御質疑はございませんでしょうか。

○**委員**（村野誠一） 交通政策費で、原油価格の高騰の影響を大きく受けながらも運行を継続する公共交通事業者に対し、価格高騰に対する一時支援金を支給するということですが、これはタクシー、特に個人タクシーの運転手にも支給対象になるのかということと、その方々がどういう手続でこの支援金を受け取ることができるのかということをお聞きしたい。なぜこういうことを聞くかということ、本来、個人タクシーさんで、原油価格が高騰してるから、要りませんという人は恐らくいらっしゃるはずなんですね。ちゃんと知ってて、もらえますよということを知ってて、手続が簡素であれば、要らないですという方はいらっしゃると思うので、常識的に考えると、何台走ってらっしゃるのか私存じ上げないけれども、執行率というのは最終的に100であるべきだと思うんですけども、その辺、どういうふうに行き渡らせるというか、本来、この制度を活用していただく方にちゃんと支援金が行き渡るのかということ、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○**山本都市局長** まず、個人タクシーも対象でございます。委員が言われましたとおり、個人タクシーの方々にしっかりこういった情報が行き届かなければならないと思ってございますので、その方法といたしましては、個人タクシーの方々のうち兵庫県タクシー協会に加入されてる事業者の方につきましては、この協会を通じて周知をしていただきます。また、非加入の方もおられますので、その非加入の方々に対しましては、国土交通省の神戸運輸監理部より直接事業者へ連絡していただくというようなことで今進めておるところでございまして、我々といたしましても、例えば、市のホームページなどを活用しまして、その周知などには徹底を図っていきたいと思っております。

特に手続につきましては、そういった情報が個人タクシーの事業者さんの方に、手元に届きましたら、実際その協会等を通じまして申請をしていただくというようなことをしておりまして、どうしても申請の手続自体は、振込先なんかの情報もいただかなければならないので、申請自体

はしていただくことになりますけども、できるだけ簡素に、広く行き渡るということを念頭に置きながら進めていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） この一時支援金というのは、ガソリン1リットル当たりとか、何かそういう計算なのか。それとも、まとめて今大変でしょうからというような支援金の金額とか支給の仕方なのか、どんな感じなんですか。

○山本都市局長 考え方といたしましては、燃料のLPG、このガスの金額が、今、国が支援をしておりますので、国が全国一律で支援している金額と、神戸市内のLPGの価格の価格差を埋めていこうというような考え方でございまして、11月の頭から3月末までの間の実際の燃料費みたいなものを出しまして、1台当たり支給するというようなことを考えております。

以上です。

○委員（村野誠一） 専門的なことなので、ちょっと私ぴんと来ない。金額的にいったら、それはもうそらたくさん乗っておられる方と乗っておられない方とか、稼働率とか、いろいろあるんだけど、大体どんなもんなんですか。しっかり支援してもらえるんだなのか、その程度なのかとか、ちょっとその辺、どんなもんなんですか。

○山本都市局長 少し繰り返しになる部分もございませうけれども、実際の価格差を埋めるということになりますので、タクシー1台当たり1万5,000円ということを考えております。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（平野達司） 他に御質疑ございますでしょうか。

○委員（森本 真） 2つお伺いするんですけども、最初、都市計画総務費の雲井通5丁目の再開発株式会社への補助ということで8億2,400万円。これは、まちづくり緊急促進事業の補助というふうに書かれてますが、雲井通のビル、まだそんなにできてないというふうに思うんですけども、これは一体何に使われるお金なのか、まずお伺いしたいと思います。

○光平都市局都心再整備部部長 この補助でございませうけれども、雲井通5丁目の工事に係る費用になりまして、今そんなにできてないという話もございましたけども、新築工事には昨年7月に着工してございまして、今、新築の中でも地下の工事を進めているところでございませう。こういった工事費に当たるものになっております。

○委員（森本 真） そういうことは、ほぼほぼ8億2,000万円というのは、再開発株式会社に行ってしまう。その内訳は、この表で細かく書いてないですけども、国・県支出金が当たるんだというお話でよろしいですか。

○光平都市局都心再整備部部長 この補助については、先生おっしゃったとおり、再開発会社に行くものでございませう。この内訳ですけれども、ここに書いてる社会資本整備総合交付金、これの防災・省エネまちづくり緊急促進事業、これにつきましては、工事費の高騰に合わせた補助でございませうけれども、これにつきましては、100%国費ということで補助されるものでございませう。この8億2,000万円の中には、防災・まちづくり以外の通常の補助、補正もございまして、その分については、国と市で2分の1ずつの費用負担になってございませう。

以上です。

○委員（森本 真） そういうことを言われたんですけど、雲井通5丁目のビルに対して、以前、どれぐらいの補助金とか、国・県・市の補助があつて、神戸市はどれぐらい出すのかという予定

等々があったと思うんですけども、現時点で雲井通5丁目のビルに対して、神戸市はどれぐらい、国・県・市はどれぐらいお金を出す予定なのかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。

- 光平都市局都心再整備部部長** 現状の事業計画でございますけれども、その事業計画の中では、市街地再開発事業の補助金自体は約332億円ということになってございます。このうち2分の1が国ということになってございます。

それからあと、市と県の割合につきましては、若干市のほうが多くなってございますけれども、残り半分は県と市でということになってございます。この金額につきましては、現在、工事費の精査——今後出てきますので、今後変動するものではございますけれども、現在の事業計画の中では、国・県・市合わせて約332億円の補助ということになってございます。

- 委員（森本 真）** 国が半分出してくれるけども、160億円ぐらいは県・市、市のほうが多いというふうなことは言われてます。332億円も出してきて、ビルが建てられる事業だということとはよく分かりました。

もう1つ聞きたいのは、今、物価高騰というのと材料不足とか、あと働き手がいないとかということで、いろんな入札においても不調になったり、このままではやれないというようなことが言われてるんですけども、特に今、補正では雲井通とか新長田のキャンパスプラザとか出てますけども、そういう点はどういうふうな——そんな危惧することとか、まだ上積みしないといけないようなことは現実には起きてないんでしょうか。

- 光平都市局都心再整備部部長** 雲井通5丁目につきまして、物価高騰——先生おっしゃったとおりでございまして、そこにつきまして上昇は予定しております。その部分につきましては、現在、雲井通5丁目再開発会社なり事業者、それから施工者等と、今、調整しているところでございまして、これ今まだ金額等調整中なんですけれども、全体の雲井通5丁目につきましては、事業自体にそれで大きな影響があってという状況ではございません。そこは粛々と進捗しているということでございます。

以上でございます。

- 委員（森本 真）** 新長田のキャンパスプラザは再開発事業の補正のときに聞きます。

もう1つ聞きたいのは、新長田駅前の再整備事業なんです。これももうずっと期間が延びたりして、かつ地域のいろんな人に聞くと賛否があって、本当に要るのかどうなのかというところまで来てるんだと思います。2月に都市局の交通政策課が地域の方と懇談したときに、事業概要とかイメージ案とか出されておるんですけども、何ていうかな、図を見ても、本当にこんなことができるのかということも思ってるんです。それは、何回もこの機会に言ってますけど、地下鉄海岸線に下りるエレベーターと階段は残す計画になってます。それを入れて、JRのいわゆる駅前店舗との間は4メートルの歩道しかなくて、そのエスカレーターと階段を残しますと。その横にある駐輪場の入り口はなくしますと言われてるんですけど、そんなことが可能なのかということと、もう1つは、地下駐車場のエレベーターを南に移動させないとバスが入る道ができないということで移動させるというふう聞いてるんですけど、こんな大がかりなことをしないといけないのかと、バスターミナルのために、というふう思うんです。いろんな意見出てると思いますけど、皆さん、いろんなところに聞いてると思いますけども、どういう意見が出るのかと。本当にこのまま進めるのが市民の意見を聞いてることになるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

- 白井都市局部長** 新長田駅前広場に関する御質問でございます。

委員から御指摘がございましたように、この2月から、各地域の皆さんに御説明に回っているという状況でございます。具体的には、自治会とか婦人会、それから、それ以外の地域団体、あるいは商業施設の皆様に個別に御説明に伺ってございます。一部反対意見というのは当然ございますけども、新長田駅周辺の活性化のためにはバスロータリー整備が必要だと、その必要性につきましては、おおむね御理解をいただいているというふうには認識してございます。まだ全ての団体で説明が終わったわけではありませんので、これからも反対されてる方も含めて丁寧に御意見を伺いながら、どのような形がいいのかということについて検討を重ねてまいりたいと思っております。

先ほどの物理的に可能なのかという御質問でございますけども、これは過年度から、構造の計算とか、そういうことをしてまいりまして、今おっしゃっていただいたように、地下鉄に下りるエスカレーター・階段、これは残した形で自転車を地下に下ろすバイコレーターは撤去する。機械式の地下の駐輪場に置き換えるということと、エレベーターについては、少し南側に移設するという点について、これは構造上は可能ということについては、これまでの検討の中で確認してございます。

以上でございます。

○委員（森本 真） 1つ聞きたいのは、タワー型の地下駐輪場も備えるということなんですけども、この新長田の駅前広場整備事業というのは、総額幾らかかる算段してるんですか。

○白井都市局部長 事業費につきましては、まだ再整備の内容につきまして、警察を含めた関係者との協議を行いながら検討を進めているところですので、事業費については、今後、詳細設計を進める中で算出していきたいと考えてございます。

○委員（森本 真） 全体の計画費も分からないというか、それぐらい——何かバスロータリーについてはおおむね理解が得られてるんだというふうに言われましたけど、例えば、婦人会の会長にもいろいろとお話ししましたけども、全然納得されてませんよ、駅前バスロータリーについては、それを何かおおむね納得してるんだというふうな言い方をされると、王子公園の問題と同じですわ。多くの皆さんが反対してるのに——反対してるというか、多くの皆さんがこれ本当にどうなのかという疑問に思ってるところに、バスターミナルはいいんだという押しつけというか、当局の主張をされて、押し切ろうとしてるというふうに思います。そういう意味では、本当に市民論議というか、市民の皆さんに本当に問うていただきたいんです。例えば、交通局は、新長田の地下鉄の駅をどうするかというのは、A案・B案・C案立てて、一応公募したわけですよ。どの地下鉄の駅がいいか。このバスターミナルの問題も、知ってる人は知ってるけど、そんなに知られてることではないんです。そういう意味では、バスターミナルの利便性も交通局で聞きましたけど、そんなに大して利便性が変わるものではない。かつ、予算ついてるから推し進めようとしてるんですけど、それをやっぱりちょっと提案の仕方、市民合意をどういうふうにするかというのは検討してほしいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○白井都市局部長 御指摘いただきましたように、反対意見があるということについても承知してございます。婦人会長というお名前が出ましたけども、どういうふうな駅前広場にするのが一番いいのか、これについては継続的に意見交換をさせていただいております。決して押し切るということではなく、やはり丁寧に皆さんの意見を聞きながら進めていくというスタンスについては、そういうふうな思っております。

先ほど、ほとんどの方の御理解いただいたというのは、大きな反対が、今のところは一部だと

というようなことをございますので、さらにどういった形で皆さんの御意見を伺うのがいいのか、これについては引き続き検討してまいりたいと思っております。

○委員（森本 真） 大きな反対が一部だという、それがおかしいんですよ。だから、市民の意見をよく聞いてくださいよ。例えば、再整備後の計画では、新長田駅前に障害者の皆さんが降りるようなロータリーそのものがなくなってしまうんですよ。そういう計画ないでしょう。新長田へ車で来た人はどこで降ろすんですか。そんな計画もない。いろんな皆さんが、まだ地上に駐輪場を造るんですかという意見も出てますし、すごく使いにくくなってしまいますよ、バスロータリーに取られちゃったら。そういうのも踏まえているんな意見を聞くという点で、都市局として、今、バスロータリーをこういうふうに設置したいという意見がありますと。局の調査によると、賛成する方もいらっしゃるし、一部反対の方もありますと。新長田の顔ですからね、駅前。どうするかについて、市民の皆さんや利用者の皆さんに聞こうじゃないかと。そういうことでも遅くないと思うんです。西市民病院が替わってくるのは令和10年ですから、まだ期間もありますし、これもずるずる延びて、結局、意見がまとまらないまま進んでますから。今やっぱりチャンスだと思うんです。区民や市民に公開して、こういう提案、A・B・Cぐらいつくっていただいて、どうですかと投げかけていただきたいんですけど、その点いかがですか。局長に聞くわ。

○山本都市局長 まず、ロータリーを造ることを、我々としては押し切ろうとしてる、これは全くそうではございません。我々といたしましても、今、部長が申しあげましたように、多様な意見があるというのは承知しておりますので、ですから、今、1つ1つ大きな団体ですとか、単組のほう、あるいは商業者の方のほうに1つ1つ足を運びまして、御意見を聞いてるところでございます。今回の補正予算につきましても、工事費の予算ではございません。やはり地域の方々からいただいている御意見は、新長田をもっと利便性高く、拠点性を高めたいと。そのためには、やはり人の出入りなり移動がしやすくなるようなロータリーが要するというような声というのが、どちらかという多分こちらの声のほうが大きいのだろうと我々は受け取っております。

これとともに、今ある憩いの空間といったものがゼロになるというようなことを我々考えてるわけではございませんでして、ロータリーと憩いの空間といったものを共存できるような空間にできるんじゃないかと。その中で、今回、補正をいただきまして、具体的にこの憩いの空間といったものを地域の方々の御意見を聞きながら、本当にそれが実現できるものなのかということを検討するために、今、補正の予算をいただくようとしてるところでございますので、まさにいろんな方の御意見を賜ろうとしているというふうな状況でございます。

以上です。

○委員（森本 真） バスロータリーの有無というのは、これが大きな面積取るから憩いの場所がなくなる。予定では、噴水も若松公園に配置するという提案がされてるわけです。寄りつきの車の降車場もなくなっちゃうということとか、そちらで考えているパスでも、平面図でも、いろんな問題が出てるわけです。そういう意味では、いろんな意見を聞いて、みんなで作る駅前にしていただきたいと思えますし、私はバスロータリーなんか造らなくてもいいという考えですから、そういう意見も取り入れていただいて、御検討願いたいと思えます。

以上です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、予算第39号議案令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正

予算について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（森本 真） 先ほど聞きましたけど、新長田キャンパスプラザで、何か部品というか、何ていうか、鋼材というかがなくて、工事は別に止まっているふうには見えないんですけども、何か足りないらしいというふうに聞いたんですけども、実際はどういうことが起こっているのか、ちょっとお伺いします。

○松崎都市局副局長 新長田のキャンパスプラザの今の工事の状況でございます。

委員がおっしゃられましたように、今年の秋から冬くらいにかけて、具体的には設備工事に使う電線のケーブルが、かなり全国的に需給が逼迫していると。いろいろなところで注文が相次いだということで、ケーブルを作っているメーカーが、一旦受注の停止を全国的に行ったという状況がございます。兵庫県が今やっているわけですがけれども、そちらにも電線工業会のほうからもそういう通知がありまして、一旦受注ができないということで、設備工事と、それから建築工事、そちらをやっているわけですがけれども、その状況は、受注ができるまでの納期を見定めながら、あるいは一部工期を、工事の内容を前後させたりしながら、受注に向けた状況をメーカーに聞いてみると、そんな状況でございます。2月ぐらいからぼちぼち各メーカーとも、いつ頃ぐらいから受注できますよと——ケーブルの種類によってもどれぐらいの納期がかかるのかとかいうことも、いろいろホームページなんかにも上がり始めてるところですので、今そういったところで調整をしている状況だと聞いてございます。

以上でございます。

○委員（森本 真） はい、分かりました。

そしたらちょっとお聞きしますけれど、例えば、2号館とかエネルギーセンターとか、関連で三宮かいわいでやっていますけど、そこはそんな電線ケーブルが足りないとか、設備の工事ができないとか、そういうことは発生してないんですか、神戸市関連で。

○中原都市局都心再整備本部長 全く影響はないということではございません。電線ケーブルは一例ですけども、工事費全体が上がっているという状況は確かにありますし、それが具体的にどの資材とか、どういった鋼種なのかというのは、そのタイミングによって少し変わってきます。三宮への影響ということで申し上げますと、先ほどの雲井通5丁目につきましては、これは少し事業費が増えそうな感触がございますけれども、今そこは精査をさせていただいてまして、もし支出が増えるということにどうしてもなるのであれば、収入のほうを何とか調整しないとイケないということで今ちょっと検討していると。

それから、エネルギーセンターのほうは、これはほぼ工事終盤でございまして、予算の範囲内で終了できるのではないかなというふうに見てございます。

細かい話で言いますと、ライトアップの工事なんかも今、三宮で少し進めさせていただいておるんですけども、そういった工事につきましては、電線というのがなくてはなりませんので、少し時間がかかるかなというようなことはございます。

ということなので、いろんな工事、いろんな事業に対して影響が絶対ないということではございませんが、全体としては何とか進めさせていただける範囲内ではないかなというのが現状でございます。

○委員（森本 真） 結構です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

- 委員（平野達司） それでは次に、第89号議案神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんでしょうか。
- 委員（森本 真） 小部の小さいところの追加になってるんですけど、これは計画のときにちゃんと線引きはされてると思うんですけども、何でこれを後から追加しないといけないことになったのか、お伺いします。
- 松崎都市局副局長 都市計画、まず区画整理事業でございますから、委員おっしゃられたように、都市計画決定をいたします。都市計画決定の際には、道路等の明確な地形地物を基に区域を定めていくと。その後、施行規程や事業計画を定めていくということになります。その際には、今回の場所、図面を見ていただくと分かりますように、鈴蘭台環状線という道路の真ん中で区域を決めてございます。そこに、一部公図上も不明確な部分、町丁目として部分がございまして、今、事業が始まって、換地処分であったりとか、将来の区画整理の登記に向けて、それぞれ境界の精査とか地番確定に向けた業務を進めている中で、法務局ともその不明確な部分について調整をいたしましたところ、境界精査の中で、僅かですけれども、道路の中の一部にそういった小部の辺りが出てきたということで、施行規程の中には地域の名称を定めるということになってますので、それを一部追加するというところでございます。
- 委員（森本 真） 明確になるというのは、結局、事業が始まらないと——今回ちょっとレアなケースやと思うんですけど——確定できないものなんですか。法務局と調整しながらやらないとできないということなんですかね。
- 松崎都市局副局長 まず、事業計画が決まって、それから当然、事業全体にわたってしっかり境界を決めたり、それから、宅地の中であれば測量して、設計をしてとやっていきます。その中で、将来この区画整理事業でございますから、換地処分をした新たな登記をしていかなきゃいけないというときに、その段階で境界の精査、まず区域のをやっていくときに、こういったことが一部についてあったということでございます。
- 委員（森本 真） 了解しました。
- 委員長（平野達司） その他ございますでしょうか。
（なし）
- 委員長（平野達司） それでは次に、陳情第54号及び第57号につきまして、いずれも王子公園再整備に関する案件でありますので、一括して質疑を行いたいと存じます。
それでは、陳情第54号王子公園における環境アセスメントを自主的に取り組むことを求める陳情及び陳情第57号王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情について御質疑はございませんでしょうか。
- 委員（あわはら富夫） すみません、そしたら、同趣旨の今まで陳情というのがたくさん出てるという経緯もありますので、幾つか聞かせていただきたいんですが、1つは環境アセスメントの関係ですが、陳情者は、環境アセスメントの実施ということを言われてるんですが、思いからすれば、環境アセスメントに準じたことで、住民に対する説明責任を果たしてほしいというのがこの趣旨だというふうに思います。本来であれば、都市計画決定前にそういうことをしていただいて、實際上、その環境影響というものにどういうことがあるのかというのを、本当は事細かにある程度数字を前提において出していただくということが本当は基本だったと思うんですけど、既に都市計画決定がされたという条件で、皆さんのほうが前からおっしゃってるのは、設計段階等々の中で十分にその説明責任を果たしていくというふうに言われてるんですけども、非常に

設計段階というだけで本当に説明し切れるのかなという問題もある。

1つは、樹木の伐採問題だと思うんです。これは別に木1本1本を切って、最終的には数は増やしますというふうに言われてるんですけども、僕も王子公園のほうの、昔はあんまり行ったことなかったんですけど、この間こういう問題があって、いろいろ行く機会があって、確かにもう本当に六甲山のような森ではないですけども、しかし、原田の森という1つの環境形態というものを形成してるわけで、木を切るということになると、地盤全部を取り除くということに当然——木を1本1本抜いていくというより、すこっとやり替えるということになるわけですから、計画段階で言うと。そうすると、やっぱりそういうものの1つの自然体系・環境体系を変えてしまうということがあるんじゃないかな。多分皆さんが心配しておられるのは、桜の木がどうのこうのとか、木の数がどうのこうのという前に、そういう1つの森というものをつくり変えてしまうことになってしまうという、今の現状を変えてしまうということが、全体としての環境影響——環境にどう与えるのかということが一番不安に感じてるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はちょっと認識のずれがあるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺どうでしょう。

○武田都市局部長 樹木を伐採するという行為について、どういった影響といいますか、その捉え方についての認識のずれがあるんじゃないかという御質問と理解いたしました。

我々も、具体的に所管しているのは建設局なんですが、都市局としてももしっかりいろいろ議論しながら勉強を進めておるところでございます。

その中で、まず、植生というものの在り方について、最近の議論を御紹介しますと、そもそも自然の植生というものも変わっていくものだと。ですので、周辺の植生に合わせた樹木を植えようなんていう目標を掲げるといったことを考えた際にも、実は木の寿命なんかをにらんで、30年後なんてことをにらみながら計画を立てていく必要があるときに、現時点の周辺環境だけを見ていたんでは不足かもしれないなという議論を最近しております。そういう意味では、我々自身も、もしかすると市民のほうも、少しそういったことを御理解いただく必要があるのかもしれませんが、周辺の植生についてどうあるべきか。その中で、王子公園の植生というものもにらみながら、当面の作業としては、明確に申し上げられるのは、今現在の王子公園に植わってる木の活力度調査というらしいんですが、老木化してないかとか、健全であるかといったものを調査しながら、今後の在り方というのもしっかりと整理し、その上で、王子公園再整備の影響というのをオンして、今後どのように計画を立てるか。その順番で検討していこうというふうに進めておるところでございます。

○委員（あわはら富夫） ちょっと建設局の議論になってしまうとちょっとよくないので、環境アセスメントの必要性の議論みたいところで提起はさせていただいてるんですけど、要するに植生というのはどうあるべきかというふうなことの議論が、本当はもっと早めに、今は具体的に取り除くことを前提において、それでもう1回植え替えるときにどういうものを守っていったらいいのかと、どういう植生にしていったらいいのかという議論なんですけど、取ってしまうことに対しての議論があると思うんです。これは本当は先にやっておかないといけない議論だと思うんです。取った後にどうやって、できるだけ将来、30年後に向けた木の、要するにいろんな気候変化とかある中で、どうそれを残し、つくっていくのかという議論、これは当然あると思うんですけど、ただ、今ある植栽を取るということに対する影響というものをどう見るのかとかいう議論は、やっぱり環境影響という視点で見てみないといけないんじゃないかと。それで、この部分を

取り除くんだったら、こういう植栽でもってそれを補っていくんやみたいなのが、これ1つの事例で言ってるわけで、全体的に光の害の問題についても、騒音の問題についてもそうなんですけど、それが環境影響だと思っんです。その環境影響をやらなくて、それ全部前提においてこういうふうにしていくんだというのは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなと思っんです。そういう意味で環境影響——環境アセスメントの必要性が、今の段階だからあるんじゃないかな。本当は、私からいえば、都市計画決定の前にそれがあるべきではなかったのかなというのは今も思ってるんですけど、その辺に対しての見解はどうでしょう。

○武田都市局部長 環境への影響の評価するタイミングのお話かと思っます。

あまりくどくど繰り返しは避けますけれども、法令、法律、あるいは条例に基づく対象にはなっていないという中で、今回は検討の段階段階に応じて、その影響についてつまびらかにしながら、しかるべく方向性を出していくと、それを情報発信していくというやり方をさせていただいております。委員御指摘のように、都市計画決定によって大幅に影響を与えるような場合というのは、都市計画決定の際にアセスメントをやるということをやっている事例もございませう。

そういった規模等で縛りがあるわけですが、そういった手法も1つでありますし、このたび我々が選んでいる、進めている、法令の対象外という中を踏まえまして、段階段階に応じて、それらを市民に御理解いただくように、あるいは市民の意見を聞きながら進めていく、これも1つの手法かなというふうにご考慮ございませう。

○委員（あわはら富夫） 環境アセスメント的なものを設計段階とか、そういう中でもできるだけ市民に示してやっていきたいというのは、これはいいと思っんです。やり方自体に対しても、今さら、都市計画決定されてしまっつんですから、もう1回戻せというわけにもいかないし。そういう意味ではそうだと思っんですけど、そうだったら、例えば、具体的に言えば——また建設局の話になってしまうので、ちょっとあまり言いにくいんですけど、具体的に言えば、そういうものを明らかにして、住民に対する直接説明会みたいなものというものも当然やられていくと思っんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○武田都市局部長 現時点でやってる作業といひませうのは、先ほど申し上げたとおりに、現状の活力調査というものをやっつて、現時点での王子公園の植物が、樹木がどういった状況にあるのかというのをしっかりと把握しよう。そこには専門的知見というものが不可欠ですので、そういったものをまず整理すると。その上で、方向性というのを見定めて、加えて、再整備というものの影響というのをオンして、全体のあるべき姿を決めていこう。その過程において、やり方までは今は決まっつておりませうけれども、市民に対する情報発信と市民の声を聴くということは必要なことかなというふうにご考慮ございませう。

○委員（あわはら富夫） 分かりませう。この環境アセスメントについてはこれぐらいにさせていただいて、もう1つのほうの陳情ですが、これも前々から、子供の権利ということにこだわっつて出されてる陳情と、それと本当にこの今までの流れが、本当に市民の意見を取り込んだものになっつてるのかということに対して疑問の中で提起されてるというふうにご思ひませう。

それで、1つなっつんですけど、子供を含めた意見を聴取してきかというふうにご言われてるんですけど、陳情者のほうからは、保護者の意見というのは出されてるけど、子供の意見というものは具体的に表示されてないだけだけれども、その辺はどうなのかというふうなことが陳述の中であっつたと思っんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○武田都市局部長 まず、子供の定義というところもあるのかなと思ひませうが、こども基本法を引

用いただきましたので、少し勉強したんですけれど、明確なことは書いてないんですが、小さい乳幼児から18歳までぐらいを対象としてるのかなというふうに取り出れるようなイラストであったり、説明がなされてるのかなと理解しております。

その理解の下にお話し申し上げますと、例えば、基本方針を定めるために行います令和4年の意見交換会につきましては、学生向けというのを開催してございます。ここで学生が20名、子育て世代向けというのがなかなか集まらなくて、苦労して、時間を短くして、動物園の入園券をお渡ししますよというやり方でやっと5名御参加いただけたと。動物園に来るついでに御意見を聞かせていただけませんかというやり方をして、やっと5名が集まったというところでございます。それ以外に、8月、おおむね1か月弱だったと思うんですが、動物園で、これは子供向けのアンケート調査というのをやって、回答数はそれでも106通の回答をいただいたということがございます。並行して、このときは、子育て世代向けの——これは親ですけども——アンケートもやって、これはウェブですが、99通であったと。

今日の陳情の内容にありますのが、多分、今年度の基本計画に併せてやったものを御紹介いただいたと認識しております。それにつきましては、親世代、お子様の親、子育て世代向けアンケートというのを、ウェブと、それから現地でやって、現地では60通、ウェブでも23通。現地でやった際は、はばタンの着ぐるみなんかを職員が着まして、子供にも訴求力を持たせるようなやり方をして、子供と記念写真を撮ると。子供と一緒に親御さんにアンケートに回答いただくと。そういった工夫はしてみたところでございます。そういったものを全て意見として整理して、公表もしておるというところでございます。

- 委員（あわはら富夫） その子供の意見というのをちょっとばっと見たんですが、それほど、これがそうなのかなというのはあまり分からなかったんですけれども、例えば、子供向けのアンケートで106通の回答があったということなんですが、残念ながら私ちょっと確認してないので、子供向けのアンケートの106通というのはどういうふうに情報として公開されてるんでしょうか。全体にばっとある中に子供の意見も入ってるということなのか、その辺はどういう関係なんですか。細かいことを聞くようであれやけど。
- 武田都市局部長 令和4年に子供からじかにアンケートを取ってやってるんですが、確かに大人とセットで一覧表で出てしまってます。ただ、例えば、今ちょっとホームページに公開してますので見てるんですが、動物園の遊園地に対する意見なんか見ると、お化け屋敷。コーヒーカップ。鏡迷路。ターザンロープ。いかにも子供が書いたなというのは、これで私も記憶してるんですけど、そういったものが羅列されてますので、お子様の意見が交ざってるんだというのは確認いただけるのかなという状況でございます。
- 委員（あわはら富夫） いやだから、そういう子供の意見みたいなものがどういうふうに今回の基本方針なり基本計画の中に盛り込まれたのかなというのがもう一つ分かりにくいのと、それと、いろんな意見の中身をずっと見ると、段階段階で圧倒的にこのままにしてほしいとは思ってないけれども、再整備の中身について、今のやり方では問題あるなというのがやっぱり圧倒的に多いんです。どの段階でも。それは認識ちょっと違うのかもしれないけど、どの段階でもやっぱり圧倒的に多いんです。その認識があるかどうか、ちょっとそれだけお聞かせください。
- 武田都市局部長 市民に幅広く意見を聞きながら政策課題に対する施策を立案していくと。これは例えば、パブリックコメント条例なんかにも考え方が書いてございますけども、そういった意味では、幅広く意見を聞く。それを、市民の知恵を政策立案に生かすということは、昨年度、基

本方針という方向性を出すときにも、意見交換会というのが300名以上の方、参加いただいたものを11回やっております。それ以外に、先ほど申し上げたアンケートなんかを重ねてきたと。そのときに合わせて情報発信というのにミニニュースをこれまで4回発行して、全戸配布してございます。ホームページにも、少し情報が増え過ぎて、今、分かりにくい状態になって、手を入れなといけないのかもしれませんが、相当数の情報を発信していると。そういう意味では、王子公園で再整備を検討してるということは、多くの市民に知っていただいているんだと思います。その中で、御意見があったり、あるいは詳しくは知らないという方もいらっしゃるかもしれませんが、何かやってるということは知っていただいているんだろうなというふうには思ってる中で、ホームページ等も現在も公開しておりますので——過去からの分を。アクセスはできるという状態。アクセスについても、FAQといった形態も御提示して、御自身が知りたい情報にアクセスしやすいような工夫もしておりますので、こういったことで、例えばですけども、パブリックコメント条例にある条例の趣旨に合致するような市民の意見聴取、市民の知恵を反映するといったことは、一定達成できてるのではないかというふうに認識してございます。

○委員（あわはら富夫） 多分何かその認識が違うから、何ぼこれ議論してもなかなか突っつかないんだというふうに思いますけど、やっぱり圧倒的に、僕らいろんな行くところに反対の声の人が多くというのも、それは当然ありますけれども。一般的にも今回の王子公園再整備については異論を持つ、全面ではなくて、この分に異論がある、この分に異論があるというのはかなりたくさん聞くんですよね。それが、そしたら市のほうがその分を取り入れて、こういうことをしました、こういうことをしましたというのが、ある意味ではこういうふうにしますというのは結構出てくるんですけど、そしたら、その中身は具体的に突っ込んでいくとどうなんやというのと、そこまでは行かないと。こういう問題提起に対してはこういうふうに対応します、こういう問題に対してはこういうふうに対応しますというのは全部きちっとあるんですけども、そうしたら、実際それでどうなのかというところまでの検証が、残念ながらできないような内容で推移してて——数は結構やってるというのは認めます。今までのいろんな事業に比べれば、いろんな意見を聞いてるし、いろんなことも情報で出してもらってると。これは認めます。これは今までよりかなり前進してるんですけど、ただ、そのことが具体的な成果として見えてこないというところ——今日も陳情者が出てきてますけど、そういうところはあるのかなというふうに思うんですね。そういう意味で、もう少し、例えば、この人が言ってるように在り方検討会みたいにある程度のメンバー入れて、もうちょっと本当のものを検証していくみたいな過程というのも本当は必要なんじゃないかなというふうな気がするんですが、そのことについてはどうでしょう。

○武田都市局部長 在り方検討会という名前を使ってございませませんが、昨年度から行ってきた、これも当初の素案を令和3年12月に公表させていただいた以降、議会なり市民からたくさんの御意見を頂戴する中で、方向性を見直して、見直しの方向性というのを令和4年6月に出すわけですが、その直後から11回にわたって、名前こそ意見交換会というやり方ですけども、その場で何かを決めるということではありませんが、とにかく様々な多様な意見を聞かせてくださいと。その場には職員も立ち会って、ワークショップでやりましたが、ワークショップのテーブルを職員が回って、都度都度質問があればお答えし、疑問も少しでも解消いただくようなやり方をしながら重ねてきたというのが意見交換会でございます。同様のやり方を今年度も市民ヒアリングという形で、これは基本計画というステージが変わったものですので、目的が少し変わってございますが、具体的な整備内容について御意見いただくという場でやってきたと。それぞれにおいてパ

ブリックコメントもやっているし、先ほど申し上げた聞き取り調査もやっていると。ですので、在り方検討会という名前ではございませんが、同趣旨のことをやってきたということで、当然、意見の違う市民同士の——ぶつかりという表現が悪いですが——意見がぶつかってるシチュエーションもありましたし、そういったことも含めて御要望にあるような、陳情にあるような趣旨のことはやってきてるのではないかなというのが我々の認識でございます。

- 委員（あわはら富夫） もうこれ以上、行ったり来たりなので話しませんが、多分、いろんな意見を聞く会というのはよくやったと思います。ただ、問題は、大学部分も何ヘクターですかね、あの部分は大学の面積なんだというところが、どれだけ議論しても、どれだけ意見交換会しても、ここだけは変わらないと。ここを変えないで、あとの中身を動かしていくわけで、そこに一番皆さん疑問に思っておられるわけで。ここを変えないという議論がやっぱり最初からあるから、そこをどうしましょうかということで議論するんだとしたら、これはまさに在り方懇だと思いうんですけど、そこは先にきちっと規定され——これは都市計画決定されてしまったのもう言うてもあれなんですけど、それが基本で。そこだけは変わりませんよというのを市が見せた形で、それで意見交換会をやるもんだから、いつまでたっても、何ぼやっても、実は皆さんの思いがここに反映されたというふうにはならない、前提がそこにあるということだけ、一言だけ付け加えておきたいと思います。

以上です。

- 委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。
- 委員（森本 真） 1つは、陳情第54号について、環境アセスメントの実施を求めているわけなんですけども、神戸市の言い分としては、都市公園の新設は対象にしていますよ。今回は新設でありませんということなんですけども、これまで都市公園の新設で環境アセスメントをやった実績はあるんでしょうか。
- 武田都市局部長 すみません、把握してございません。お答えようしません。
- 委員（森本 真） 所管としては、環境影響評価は環境局、都市局じゃない、その確認。
- 武田都市局部長 アセスメントを所管している部局が環境局になります。アセスメントを実施するのはそれぞれの事業者がすべきとされてますので、各事業部局がアセスメントの経験を持っていると。法令、ルールを所管しているのが環境局ということでございます。
- 委員（森本 真） 都市公園の新設については、分からないというか、いつやったか分からないという見解でいいですか、都市局として。
- 武田都市局部長 都市局としてといいますか、今、お答えできる準備がなくて答えられないので、申し訳ございません。
- 委員（森本 真） 分かりました。

それで、要は都市公園が、今回でいうたら関西学院大学が大学施設として入ってきます。都市公園にある施設が移動なり廃止されます。それに対する、緑も含めて心配されてると思うんですよ。大きく変わる都市公園については、やっぱり新設という文言だけじゃなくて、再編ということについてもやっぱり検討すべきじゃないかなというふうにも思います。例えば、東遊園地だっている市民にとって使いやすくなったというか、いいようになったという声も聞きますけども、環境面でいうたら、芝生の問題とかいろいろ言われてるんですけど、どうだったのかというのがありますので、ちょっとそこら辺の対象を変えるべきだというふうに思ったりするんで、その点、都市局としていかがでしょうか。

○武田都市局部長 私ども都市局として把握していることとしましては、議論というところまでなかなか突っ込んで御説明はしかねますけれども、委員御指摘のように、都市公園が対象となるのがレクリエーション施設ということで定めがあるわけですが、法アセスにおいては、そもそも対象となっておりません。条例の中で都市公園の新設というのを、条例というのはいさ少し幅広く、法対象じゃないものも拾っていきこうという趣旨と理解してございますけれど、その中で新設というのが対象となっているということですので、理念としては、委員御指摘のような考え方の下に都市公園の新設——規模要件がございますが——が加えられているというふうに認識してございます。

○委員（森本 真） 分かりました。

それともう1つ、第57号の点については、1つは、都市計画法第16条に基づいてということが書かれて、十分説明されましたというふうに言われてます。第16条を見ますと、説明会じゃなくて公聴会というふうな名称になってますけども、公聴会というと、公の皆さんが——国もありますから——神戸市がいろんな意見を聞いて、説明に書いてあるように、住民の意見を反映させるということだと私は理解します。意見交換会とか説明会とか、いろんな手法を使ってやられたのは、理解というかやられていることは確認してるんですけども、これは何か公聴会とか説明会とか意見交換会とか、これは都市局としての考え方の相違はあるんですか。

○小島都市局副局長 御指摘の公聴会ですが、法律では、公聴会の開催等となっております。国のほうのガイドラインでは、公聴会に限らず説明会でそれに代えられるというふうな規定がございます。具体的には、説明会について、事前に場所・日時を明示する。また、都市計画の内容につきましても、十分に事前に周知すると、こういう措置を取った上で説明会の開催をし、さらに会場でも十分議論ができる。質問を受けて回答できると、こういったものであれば公聴会に代わるというふうに国のほうでもガイドラインがありますので、これに従って適正に開催してございます。

○委員（森本 真） そういう中で、いろいろ出された意見とか、パブリックコメントとかも含めて、本当に市民の意見が反映されたのかというのが問われていると思うんです。新長田のバスロータリーの問題もそうですけど、おおむね理解を得られたとかというふうなことではないと思うんです。そういう点では、この王子公園の再整備、大学誘致が本当に市民のためになるのかというのは本当に問われていることだと思いますので、陳情者の不安もよく分かるということで質問を終わります。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、報告事項、工事請負契約の締結のうち、都市局関係分について御質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは次に、この際、都市局の所管事項について御質疑はございませんでしょうか。

○委員（河南忠和） 再開発ビルの神戸市保留床の売却の推進に関してお伺いいたします。

阪神・淡路大震災後に進めた復興市街地再開発事業の最後となるビル、先ほど話題になりましたキャンパスプラザが、本年度完成予定とお聞きしています。一方で、神戸市が建設した再開発ビルの多くは、保留床の売却が進まない状況があるとお聞きしていますが、神戸市全体の状況を

まずお伺いいたします。

○**山本都市局長** 保留床の状況でございますけれども、再開発ビル35棟で633区画、約7.1万平方メートルの商業業務床を保留している状況でございます。この市保留床の活用につきましては、賃貸で大半が埋まっている状況でございます、約97%の賃貸入居率といったところでございます。以上でございます。

○**委員（河南忠和）** 今97%、保留床の大半がテナントで埋まっているとのことなんですけども、ビルの安定的維持管理、にぎわいの活性化を通じて価値を向上していくためには、保留床の売却を推進することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○**山本都市局長** 委員御指摘のとおり、保留床の売却案は再開発ビルの権利者を増加させまして、良好な維持管理やにぎわいづくりにつながるものだというふうに考えてございます。できるだけ保留床の売却促進をより積極的に図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○**委員（河南忠和）** これまでもいろいろ努力はされてきてるとは思うんですけども、最終的に全ての保留床を売却することが必要だと考えますが、現実的に売却可能なところから進めていくことが必要かと思えます。例えば、既にテナントが入居しており、地域で活躍されている方々に優先的に売却するなど、めり張りをつけた売却方針も必要かと思えますが、その辺りの考え方もお伺いいたします。

○**山本都市局長** 御指摘のように、価格はある程度柔軟に設定する方針を検討しまして、売却を促進する必要があるというふうに我々も考えております。今、委員のほうからは、既にテナント入居され、地域で活躍されている方へ優先的な売却のお話をいただいたわけでございますけれども、事実、例えば、長年賃貸人として入居されまして、賃料をお支払いいただきながら地域の活性化やにぎわいづくりに頑張っておられた方々もたくさんおられますので、御指摘を踏まえまして、こういったことも十分に考慮しながら、売却を促進できる方針といったものを早急に検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**委員（河南忠和）** 今、早急に検討されるとおっしゃられましたけど、要望といたしますが、にぎわいのあるまちづくりを持続可能なものにするためには、地域に根づいて取り組んでいる事業者を大切にすることが必要だと考えますので、分譲推進の1つの方策として、ぜひ押し進めていただきたいと思えます。

以上でございます。

○**委員（宮田公子）** このたびトーホーストアの一部の店舗の閉店日が発表されましたので、その件についてお伺いしたいと思います。

閉店日が決まった店舗には、こうべ未来都市機構が管理運営しています近隣センターの竹の台店・名谷北落合店・みかたプラザ店がありました。今後、ますます高齢化社会が進んでいく中で、地域の皆様にとって徒歩で行けるスーパーが撤退するという事になれば、食品、また生活用品を購入することができなくなり、大変不便を強いられることとなります。私も西区——この中の2つが西区の店舗であるということもありまして、多くの皆様から不安の声を聞いております。少しでも早く後継のスーパーを決めて、住民の皆様の不安を解消していく必要があると思えますが、現在の後継スーパーの誘致状況であったり、今後の見込みがどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○**山本都市局長** 今御指摘いただきましたように、今年の1月に、トーホーストアが竹の台店・名谷北落合店・みかたプラザ店を今年の3月末に閉店するというような発表をいたしました。発表後すぐに、我々はこうべ未来都市機構と一緒にしまして、各店舗の近隣にお住まいの皆さんを対象に、平日や休日にお時間をいただきまして、今は説明会に回っているところでございます。

現在の後継テナントの誘致状況といたしましては、機構と連携しまして、食品スーパーを中心にこれまで60者を超える事業者と連絡を取りまして、出店のお願いをしております。その状況といたしましては、昨今の、特に中小規模の食品スーパーを取り巻く環境が著しく厳しい状況でございまして、全国的にスーパーの閉店が話題となっているというような状況でございますけれども、新規出店をお願いする我々の誘致の取組も大変難しいものがある状況ではございます。しかし、様々な可能性も検討しながら、後継テナントのスーパーの誘致に全力を挙げたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**委員（宮田公子）** ありがとうございます。御回答いただいたように、説明会等していただいております。私も1度参加させていただきまして、閉店が発表されてすぐに地元の代表の方にも御一報を入れていただいた後、こうして説明会等を開催していただいているんですけども、その中で、説明会の中で、住民の皆様からどのような御意見がありましたか、お伺いしたいと思います。

○**平岡都市局部長** トーホーに関する説明会での状況でございます。

3地区それぞれで個々に説明会を開催させていただいている状況ですけども、それぞれ様々な御意見を頂戴してございます。例えば、後継店舗のまず業態については、総じて、従前食品スーパーということもございまして、やはりスーパーを期待したいという声は圧倒的に多くございます。やはり高齢者の方々からは、今後、駅前に自ら足を向けること自身はかなり難しくなるというようなことからであったり、やはり生鮮食品を扱えるようなお店が近くに欲しいというお声もいただいております。また、子育て世代といたしますか、少し若い御家庭の方々からも、やはり若い方々は、日頃から時間に追われるというような中で、身近で品数の多くそろったスーパーみたいなものを引き続き誘致してほしいといったような状況のお声をいただいております。そのほかの御意見といたしましては、店舗の中での宅配便の取扱いであったり、コピー機なんか、地域でかなりイベント等をされているような地域もございまして、そういったものが便利であるので、引き続きそういった機能を備えてほしいというような御意見をいただいております。そういった状況でございます。

○**委員（宮田公子）** ありがとうございます。私のほうにも多く聞いておりますのが、撤退した後、また閉店後、次のスーパーが開店するまでのもし空きがある場合、その間どうしてくれるのかという不安の声が多くありました。この後継事業の誘致については、引き続き取り組んでいただきたいんですけども、新たな後継スーパーが開店するまでの間に対する対応についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**山本都市局長** 今その具体的な対応について検討しているところでございますけれども、例えば、近隣の別のスーパーへの送迎ですとか、移動販売車等を活用した臨時的な商品販売などについて、機構と我々一緒にしまして実施するというのを検討したいなというふうに考えてございます。以上です。

○**委員（宮田公子）** ありがとうございます。その近隣の別のスーパーの送迎というのは、具体的には何か対応策あるんでしょうか、お伺いいたします。

○平岡都市局部長 現在、こうべ未来都市機構のほう为主体となりまして、スーパー事業者と協議を行っているところでございますので、まだ具体的な内容につきましては申し上げることはできませんけれども、近隣の別のスーパーが既に取り組みられているような送迎サービスにつきまして、一時的に閉店となった地域から当該スーパーへの送迎をしていただくようなことができないかというような相談をさせていただいているというふうに聞いてございます。

○委員（宮田公子） ありがとうございます。本当に地域の皆様のこの不安な——また納得のいく取組のほうをしっかりといただきまして、皆様が安心できるように、また納得できるように、よろしくお願ひしたいと要望いたします。

以上です。

○委員（森田たき子） 私のほうからも、今のトーホーの件、宮田委員のほうも質問されているんですけども、その前提としてお聞かせいただきたいんですが、都市局と未来都市機構が閉店対象となる住民の皆さんに要望を聞く会——説明会というふうにおっしゃられていたんですけども、そういうのの開催を次々とされてきていると。その目的というのは一体まず何なのかと、要望を聞くだけで、本当に住民が納得できるようなそういう場になるのかどうかという、ちょっとその辺お伺ひしたいのですが。

○平岡都市局部長 まずは、説明会といいますか、説明会という文言を使わせていただいておりますけれども、まずは今回のトーホーストアによる発表が、1月末に具体的にはございましたけれども、もともと2025年の1月末にスーパー事業から撤退するというような報道がございましたけれども、それよりもかなり早いタイミングで、今回、発表がありました。西神の2店舗と名谷の店舗については閉鎖されるというような報道がございました。そういったことにつきまして、まずは正確に、トーホーから公表されてる内容以上のことは、当然ながら我々も分かり得ないところはございますけれども、それをお伝えするということがまず1点でございます。

それにあわせまして、正確に状況をお伝えするとともに、スーパーの事業から撤退するという報道につきましては、昨年10月にございましたので、当然ながらそれ以降、我々も未来都市機構とスーパーの後継テナントの誘致に動いてございますので、今のまずは我々の取組の状況を包み隠さず地域の方々を知っていただいた上で、やはりその地域の方々の御意見といいますか、御要望といいますか、当然ながら全てができるできないということはございますけれども、まずは地域の方々の今の現状の思いというものを確認させていただくという意味合いで説明会というような形で開催させていただきました。

○委員（森田たき子） 私も、宮田さんも参加されたと言うんですけど、私自身も参加させていただいて、先ほど述べられた、こういう住民の方から要望が出てますよというような、そんな御意見、私が参加したところにも全て出てました。そういう状況があったというのは理解できます。

そんな中で、私、高齢化が非常に進んできたということは、開発した当時とは随分変わってきてるという状況だと思うんですよ。ということは、これからのそういったところでのまちづくりということに今求められていることが、その点、変化をしてきているというふうに受け止めてるんです。私自身は。その辺については、神戸市が果たしていかなければならない役割というものもまた問われていると思うんですが、その点いかがですか。

○平岡都市局部長 神戸市のまちづくりに関する役割という御指摘でございます。

委員御指摘のとおりです。御承知のとおりかと思っておりますけれども、今回たまたまというのは語弊があるかも分かりませんが、スーパーの閉店報道がございました西神中央であったり、名谷

のエリアにつきましては、我々、駅前を中心にリノベーション事業を行ってございまして、まずはまちの顔となる玄関口の魅力を高めようというような取組を鋭意進めさせていただいております。

それに加えて、今回のスーパーにつきましては、駅前ではなくて、周辺にございます近隣センターといわれる中にある店舗の閉店でございます。この近隣センターのリニューアルというようにございまして、並行して進めてきてございますし、これまでは名谷南センターのリニューアルを行ってきましたし、今現在は、西神中央でいいますと、かりばプラザのリニューアルについて鋭意取り組んでいるところでございます。当然ながら臨海部も含めまして、我々神戸市自らが開発してきた団地というようなところもございまして、我々が果たすべき役割は重大だというふうに認識してございますので、引き続き、店舗を所有してまいますのはこうべ未来都市機構でございますけれども、我々市も一緒になって全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（森田たき子） 確かにかりばプラザについては、新年度の予算の中でもリニューアルしていくというふうなことが書かれておりましたので、その点理解はできます。

地域によって、先ほども言いましたけど、需要と供給のバランスが非常に難しくなってきたということだと思うんですけども、そんな中で、どうしてもそこに、特に要望の強いスーパーで生鮮食料品などを置いてもらって、しっかりと地域の人たちが安心して安全に住めるような、そういったまちづくりを考えた形での後継店舗への誘致をお願いしたいと思うんですけども、先ほど空白のことをちょっと出されてたんですけども、2018年、ここで、かりばプラザでピーコックがトーホーに移ったとき、そのとき2週間ほどの空白があったと思うんですよ。そのときに、買物バスというのを出されたと思うんですけども、そういうときは住民の負担を全くなしで取り組まれたというふうにお聞きしてるんですけども、そういったことを具体的に検討されてるのかどうかお聞きします。

○平岡都市局部長 先ほども少し御答弁させていただきましたけども、今現在、こうべ未来都市機構のほうが、まずは周辺でスーパー事業を営んでございます事業者のほうと協議をさせていただいているような状況でございます。個別具体的の中身につきましては、少し現段階ではお答えすることができませんけども、まずはスーパー事業者さんとの協議の中で、どういったことができるのかも含めて検討を進めている状況でございます。

○委員（森田たき子） そういった協議を進めていただいて、そして、ぜひともまずは空白をつくらないように努力していただきたいんですけども、やっぱり住民の皆さんに寄り添って、そういった地域の声に応えていく、そのことをしっかりと受け止めて、都市局として頑張っていただけるように要望しておきたいと思っております。

○委員（あわはら富夫） もうトーホーの話ばかりになるんですけども、うちのほうは未来都市の場所ではなくて、民間の場所を借りてトーホーさんが営業しておられるということで、前から言われているように、イオンさんがあるんですけども、やっぱり高齢者だとか——それとうちは賃貸のURが2,000所帯を超えるというようなことで、特に賃貸なんかで住んでおられる若い人もそうなんですけれども、案外、買物しやすいということで、トーホーに対する期待が非常に大きい。前回お話をさせていただいて、未来都市ということではなくて都市局としてもまちをつくってきたという経緯があるということと、今後、リボーンプロジェクトもありますし、何とかしたいという答弁をいただいているので、これ非常にありがたいと思っております。同じ中央区で、旗塚の

ほうのトーホーさんは、後継が2月1日ですかね、もう決まったということが報道されてと。残念ながら、ポートアイランドも入ってるかなと思って、もう目を皿のようにして見たけども、入ってなかったというようなことで、ポートアイランド店のほうの話がどういうふうになってるのかな。一生懸命対応していただいているのはいろんな方面から聞いておりますので、具体的な何か動きがあれば、ここは未来都市さん入っておられないので、直接の話になってしまうので、その辺はどうなんでしょうか。

○平岡都市局部長 トーホーのポーアイ店に関する御質問でございます。

前回の常任委員会でも、委員のほうからも御指摘・御要望いただきまして、御答弁させていただきまして、一連の報道以降、我々都市局と未来都市機構が一緒になりまして、様々スーパーも含めまして後継テナントとなり得るような事業者と協議といたしますか、誘致を行っているところでございます。その中で、まずはやはり個別具体の交渉事になりますので、ポーアイ店につきましては、委員御指摘のとおり、所有物が民間事業者ということもございまして、個々の細かな調整までできかねるところもございまして、まずは我々として、いろんなスーパー事業者のほうに声をかけてございますので、その中でポーアイ店につきましても、先ほどと同じように、ニュータウンと同じように、我々が整備してきました海上都市でございますので、まずはどうでしょうかというようなお話をしたり、トーホーさんとも、当然ながらここでなかなかお答えできるようなお話はないんですけども、閉店を決めたという後もいろんな場面で意見交換をさせていただいてます。その際にも、トーホーのほうにも、先生から今御指摘ございましたように、一旦バローグループという中部の事業者に事業譲渡というお話を公表されてましたけども、それ以降、1月末には違う事業者さんへの一部事業譲渡というようなお話もされてますので、そういった可能性も、トーホーとしても引き続き検討していく、誘致に頑張っていくというお答えをいただいておりますので、そういった取組の中で、ポーアイ店についてもぜひともよろしく願いしたいというようなお話をさせていただいているところでございます。

○委員（あわはら富夫） どうもありがとうございます。トーホーさんのほうのルートも、僕らも若干ありまして、情報も聞かせていただいて、そういう譲渡という方式も検討してるというふうなこともいろいろあって、やっぱり議会でいろいろお話が出たり、市長のほうもいろいろ動いてくれたりとか、いろんな話も聞いてるんですけど、かなり何とかしようという流れになってるといことは高く評価してます。

やっぱり神戸市全体に対する影響がかなり大きくて、大きなスーパーではないけれども、何か我々の生活には非常に、ないと言われて初めてその必要性が分かるというふうなところに結構入り込んでる企業なんですよ。あの企業、本当は別の人の方がもうちょっと経営しとってくれたらもっとやり方あるのかなと思います。何か本当は非常に神戸市の中では重要な生活の中での位置を持ってるということ、トーホーさん自体も今回の問題でちょっと気づいてほしいなという思いもあって――業態を変更するわけですから、これ以上言うわけにはいきませんが、ただやっぱり事業の自分たちがやってきたことが、案外市民の中に入り込んでたということの意味でも考えてほしいなという思いも持ちます。そういう意味で、ひとつまた努力よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○委員（村野誠一） 2点あります。先ほどちょっと聞いた、交通政策費の補正のところで、

時期を聞かせていただきたいのと、もう1点は、多井畑西地区の現状。以前は垂水側のところ辺りにサウンディングをして、幾つかのいろいろ企業に当たって、意見がいろいろ提案があつて、それを1つの多井畑西地区の今後の起爆剤に、入り口にしていきたいというような説明だったと思うんですけども、今どういう状況になつてるのかということをお聞きしたい。

○**山本都市局長** まず、補正のほうの時期というのは、支援する時期ということの理解でよろしいでしょうか。

○**委員（村野誠一）** 一時金が支払われる時期ですよ。

○**山本都市局長** 支払いする時期につきましては、申請をいただきながら、申請に基づきましてお支払いするという形を取らせていただこうと思っておりますので、申請いただければ速やかに支援するという形を取りたいというふうに思っております。

○**委員（村野誠一）** だから、いつぐらいから、それは早い人は早いんだろうけど、いつからスタートするみたいなことなんですけど。

○**白井都市局部長** 今回の補正予算でございますけども、大きく神戸電鉄と、あと路線バス事業者、それからタクシー事業者に対して支援を行うということにしております。神戸電鉄と路線バス事業者につきましては、この補正予算が成立次第すぐにそれぞれに周知いたしまして、年度内にはできれば申請をいただきたいなと思っております。タクシーにつきましては、タクシー協会を通じて周知の期間、それから、その周知した後にタクシー事業者からの申請を受けてお支払いするという形になりますので、少し時期にばらつきは出てこようかと思っておりますけども、これも補正が成立しましたらすぐにタクシー協会を通じて周知を行って、速やかに支給できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○**委員（村野誠一）** 私が気にしてるのは、先ほども言ったけれど、個人のタクシー事業者、個人の運転手さんたち。先ほども局長、ホームページなんかでも掲載と言っていたけれど、実際に本当に個人タクシーの方々も高齢者の方も多いけれども、そもそもホームページを見ようというようなことを思うかなど。私もめったに神戸市の各局のホームページなんか見ないですよ。何か知って、それを詳しく深掘りしようと思つて見ることはあつたとしても。だから、そもそもそのホームページだけで本当に個人のタクシーの運転手さんにまず情報が行き渡るのかな、支給されるのかなというのがちょっとやっぱり私心配なんだけれども、あと先ほど言った時期も含めて知りたかつたんですけど、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○**山本都市局長** その情報が行き渡るかというところで言いますと、市のホームページは当然ながら考えてるということを申し上げましたですけども、これはどちらかという、我々ができることとして申し上げたところでして、基本的な手続といたしましては、協会に加入されている個人タクシーさんにおかれましては、協会を通じて御案内をさせていただくと、協会に入っておられない方もおられますので、それにつきましては、運輸監理部のほうから直接連絡していただけたということをお願いしております。ですから、市がやること、それぞれがやることということで、二重にその対応は取っているというところで御理解いただければと思います。

多井畑につきまして御答弁させていただきます。環境調和施設ゾーンに位置づけている、委員から御指摘ありました地区西側の市有地につきましては、先行的に利活用の検討を進めるため、令和4年7月にサウンディング型市場調査を実施いたしました。その結果、9者の企業に参加いただきまして、キャンプ場やグランピングなどの施設や農園、そして、運動施設等の提案をいただいたところでございます。しかし、いずれの提案におきましても、進入路の整備など大きな整

備工事が伴いまして、また、その工事費や電気・水道などのライフラインの整備などに要する費用も含めまして、神戸市側での費用負担を求めるといような提案が大半という結果でございました。市が負担する費用が多額であるということと、そして、我々がこの多井畑西で目指すのは、まずは里山の保全活用の取組であるということ鑑みまして、一旦この流れでの事業者公募は実施せずに見送ってございます。

今後、改めまして、市の大きな財政負担を伴うような集客施設等の誘致ではなく、里山の保全活用の取組と相乗効果が現れるような土地活用という方向性を明確に持ちまして、具体の道といったものを探っていきたいというふうに考えてございます。また、適切なタイミングで議会にも状況を御報告しながら取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員（村野誠一） 分かりました。結構です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） 他に御質疑がなければ、都市局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

なお、委員の皆様におかれましては、都市局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午後1時5分休憩）

（午後1時6分再開）

○委員長（平野達司） それでは、これより意見決定を行います。

まず初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についていかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（平野達司） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第39号議案令和5年度神戸市市街地再開発事業費補正予算についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第40号議案令和5年度神戸市営住宅事業費補正予算についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第46号議案令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第47号議案令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第89号議案神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第90号議案損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第91号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（平野達司） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第54号王子公園における環境アセスメントを自主的に取り組むことを求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

それではまず、自由民主党さん。

○委員（河南忠和） 王子公園における環境アセスメント実施を自主的に取り組むことを求める陳情項目の1の王子公園における環境アセスメントを自主的に実施することに関しまして、都市公園の新設に該当しないから環境アセスメントを行わないということではなく、神戸市は、周辺への配慮は重要であるとの認識を持っていると理解します。工事中の騒音のみならず、六甲山の山並みとの調和を図る建築デザインであること、スタジアムの防音対策、光漏れに配慮した照明設備の検討、樹木の配置などを行うことにしています。また、これらは事前に公開することであり、これからも規制値などとの比較を公開して、調査と設計が進むものと了解しておりますので、本陳情は不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情第54号について、不採択を主張します。

理由として、環境影響評価法では、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象に環境アセスメントの手続を行うこととしていること。また、神戸市独自の取組として、神戸市環境影響評価等に関する条例を制定し、法対象事業以外の事業や法対象より小規模の事業などにも環境アセスメントを実施することとしており、都市公園の新設を対象事業としている。

王子公園再整備は、環境影響評価法や市条例に定める対象事業ではないものの、周辺への配慮は重要であるとの考えより、基本計画案と市ホームページのFAQにおいて、数値や規制値などを示しており、今後、これらに基づき詳細な調査や設計を行い、具体化を図るとの当局の説明を了とし、本陳情を不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、公明党さん。

○委員（宮田公子） 陳情第54号に関して、公明党として、結論、不採択です。

理由として、地域の実情に応じた環境保全の観点から、神戸市独自の取組として神戸市環境影響評価等に関する条例を制定し、法対象事業以外の事業や法対象より小規模の事業などにも環境アセスメントを実施することとしており、都市公園の新設などを対象事業としています。

王子公園再整備は、環境影響評価法や市条例に定める対象事業ではなく、環境アセスメントを実施する必要はないと考えます。よって、不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は、陳情第54号については採択を主張いたします。

これまでいろいろ議論してきましたけども、王子公園が大学誘致によって大きく変わろうとしています。また、スポーツ施設等の再編もあり、原田の森が守れるのか、木々がどうなるのか、心配されている方はたくさんいらっしゃいます。そういう点では、環境アセスメントを行うことが必要であり、陳情者に賛同して採択を主張いたします。

○委員長（平野達司） 次に、こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来としては、結論は不採択です。

王子公園再整備は、環境影響評価法や、また、市条例に定める対象事業ではありませんが、周辺の配慮は重要であるということから、良好な景観を維持・向上していくため、建築デザインや緑化等を検討しているということを踏まえて、不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、つなぐさん。

○委員（あわはら富夫） 陳情第54号王子公園における環境アセスメントを自主的に取り組むことを求める陳情については、採択を主張したいと思います。

確かに、法、それから市の条例の対象にはなっておりませんが、例えば、市の条例であれば、公園の新設——今日ちょっと答弁で言っていましたけども、例えば、レクリエーション施設というふうな話されてましたが、今回は確かに新設ではありませんけれども、スタジアムを造る、大型駐車場を造る等々、大変公園の中を大きくいらうわけですね。新設以上に非常に大きな影響が、各周辺に及ぶ可能性がある。しかも、今日ちょっと答弁で言っていましたけれども、植栽の在り方、それから今後の植栽の今の現状みたいなことも、今、調べてると言っていたんですけども、そうであれば、そういうものをきちっと出して、しかも、これが本当に適応してるのか、適応してなければどういう工夫をするのか。無理であれば無理だというふうなことをやるのが環境アセスメントの基本ですので、そういう意味では、今からでも環境アセスメント的なものを実施していただきたいという立場で採択を主張いたします。

○委員長（平野達司） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（平野達司） 挙手少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

それでは次に、陳情第57号王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

それではまず、自由民主党さん。

○委員（河南忠和） 王子公園再整備に当たっては、基本方針の発表以来、市民や議会の意見を踏まえた素案の見直しを行うとともに、意見交換会やアンケートを実施するなど、意見聴取を重ね、検討を進めてきました。公開されているアンケート調査の結果を見ても、様々な意見があるのは分かります。しかしながら、基本計画の策定に当たっては、子育て世代を対象とした意見募集やアンケート調査も実施し、施設を利用する子供やその保護者の意見も聞きながら検討を進めており、子供たちに開かれた空間を拡大するとのことであります。これまで各種の意見交換会・ヒアリング・パブリックコメントを積み重ねており、今後とも基本計画に基づいて検討を進め、施設整備などの情報を発信するとのことでありますので、今回の陳情は不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、日本維新の会さん。

○委員（外海開三） 日本維新の会は、陳情第57号について、不採択を主張します。

理由として、王子公園再整備に当たっては、市民や議会の意見を踏まえた素案の見直しを行うとともに、子供や子育て世代を含め幅広い市民を対象として、意見交換会やアンケートを実施するなど、丁寧な説明や意見聴取を重ね、検討を進めており、住民の意見を聴取する場として、王子公園再整備に関連する都市計画の説明会を開催するなど、適正な都市計画手続を昨年10月に行っています。今後も引き続き、基本計画に基づき検討を進め、適宜、施設・設備等に関する情報を発信し、様々な機会を通じて市民の意見等を伺い、事業を進めるとしていることより、本陳情を不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、公明党さん。

○委員（宮田公子） 陳情第57号に対して、公明党として、結論は不採択です。

理由として、令和3年12月の基本方針の発表以来、子供や子育て世代を含め幅広い市民を対象として意見交換会やアンケートを実施するなど、丁寧な説明や意見聴取を重ね、検討を進めてきています。また、基本計画の策定に当たっては、子育て世代を対象にホームページでの意見募集や園内でのアンケート調査を実施し、利用者の意見を十分に聞きながら検討を進めてきています。そして、10月には、王子公園再整備に関連する都市計画の説明会を開催し、適正な都市計画手続を行っています。よって、別途在り方検討会の設置は必要ないと考えます。不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は、採択を主張いたします。

陳情第57号は、子どもの権利条約と、子供・保護者・地域住民が本当にこの大学誘致ありきの王子公園再整備に対して、意見を言ってるにもかかわらず、それを強行に押し進めようとしていることに対して陳情が出されたと思います。質疑でも行いましたけども、都市計画法第16条では、公聴会等でいろんな意見を聞く場があるんですけども、住民の意見を反映させるために必要な措置ということなんですけども、聞いても、多くの反対意見があってもそれを認めない。そういうことでは、神戸市にとっては市民意見を受け取ったということにならないということで、陳情者の趣旨を酌み取って、採択とします。

○委員長（平野達司） 次に、こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は、陳情第57号は不採択です。

これまでも子供を含めた関係者の意見に向き合ってきていると考えますし、今後も引き続き基本計画に基づき検討を進め、様々な機会を通じて市民の意見等を伺いながら事業を進めていくことを理解できますので、不採択といたします。

○委員長（平野達司） 次に、つなぐさん。

○委員（あわはら富夫） 陳情第57号王子公園再整備に都市計画決定手続の民主的なプロセスを求める陳情については、採択を主張したいと思います。

この陳情の趣旨は、子どもの権利条約の精神を本当に生かしてほしいということとともに、住民の意見が、今回のプロセスの中であまりにも生かされていないではないかというふうな思いを持って陳情されたと思います。今日も質問したんですけども、確かに今までのものと比べれば、たくさん意見を聞いたり、いろんな説明の場を持ったり、また、修正もしたりというふうなこと行われましたけれども、一番大切な、やっぱり大学ありきで来てるものですから、結局、圧倒的多数の人たちが反対の声、今の計画の見直しの上で意見を聴取をずっと行って来たということで、これが今一番大きな問題になってるんじゃないかなというふうに思います。だから、そこを一旦断ち切って、もう1回、在り方そのものがどうなのかという議論から始めないと、市民との市が進めている事業との隔たりというのがますます広がっていくんじゃないかなというふうに思います。そういう立場で採択を主張したいと思います。

○委員長（平野達司） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（平野達司） 挙手少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（平野達司） 本日御協議いただく事項は以上であります。

○委員（森本 真） 委員長、すみません、ちょっと確認したいことがあります。

委員会の途中で、村野委員から写真撮影のことについて意見がございました。

それで、1つ確認したいのは、先ほど河南先生が発言しているときに、自民党会派の事務局の方が15枚ぐらいぱちぱち撮ってたわけです。それに対して——村野委員は撮り過ぎやと言われたわけですけども、いろいろ写真撮る方、いろいろいらっしゃると思いますし、いい写真撮ろうと思って何枚も撮ることもやぶさかでないと思うし、今日ちょっと天気が悪いので、フラッシュたかれてるということもあるんだと思います。

それで、村野委員からは、ぱしゃぱしゃ撮るのをやめてほしいと言われたんですけども、真意としては、写真撮るのを規制するということではないというちょっと確認をいただきたいということです。

○委員（村野誠一） 全くそのとおりですよ。我々も写真は撮ります。私も写真を撮ります。ただ、例えば、今日だけではないけれども、フラッシュをぱしゃぱしゃずっと当てられると、気持ちいい方はそれで結構かも分からないけれども、すごく私は不快だったんです。物すごくずっとぱしゃぱしゃ。じゃあ何枚だったらいいとか悪いとかではなくて、だから、そういうことも配慮しながら写真撮影もしていかないとということですね。だから、これ例えば、枚数とかというルールづくりが必要なのかとか。だからその辺はちょっと配慮してもらいたいということです。気持ち

を伝えないと、私、物すごく不快なんですけどということを伝えなかったら何も分かってもらえないでしょう。

○委員（森本 真） 配慮してくださいという確認しましたから、結構です。

○委員長（平野達司） 承知いたしました。

御協議いただく事項は以上でございます。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午後1時24分閉会）